

農林水産行政の現状等について

平成25年9月10日

農林水産省 大臣官房政策課

天羽 隆

目次

I 農業をめぐる事情	1
(1)国内の状況	1
(2)世界の状況	16
II 農林水産業政策の展開方向(攻めの農林水産業)	24
(1)生産現場の強化	29
(2)需要フロンティアの拡大	34
(3)バリューチェーンの構築	40
III TPP等の経済連携	52

I 農業をめぐる事情

(1) 国内の状況

美しいふるさとを守る農林水産業

- 「攻めの農林水産業」については、地域の潜在力を活かし、農林水産業の6次産業化や輸出の促進等、**農林水産業を産業として強くする取組と、美しい棚田の保全など農林水産業の有する多面的機能の発揮の両者を車の両輪として具体化を進めているところ。**

農林水産業の位置づけ

- (1)我が国は古来より「瑞穂の国」と呼ばれ、農林水産業は「国の基（もと）」
- (2)農林水産業は食料供給のみならず、息をのむほど美しい棚田などが果たす多面的機能を通じ国民生活に不可欠な存在
- (3)我が国の精緻な農林水産業は「ものづくりDNA」の源泉



宮城県大崎市

農山漁村の潜在力

- (1) 丹精込めた食べものづくりの技術と伝統
- (2) 世界に評価される日本食とおもてなしの心
- (3) 世界有数の森林・海洋資源
- (4) 農山漁村における再生可能エネルギーのポテンシャル

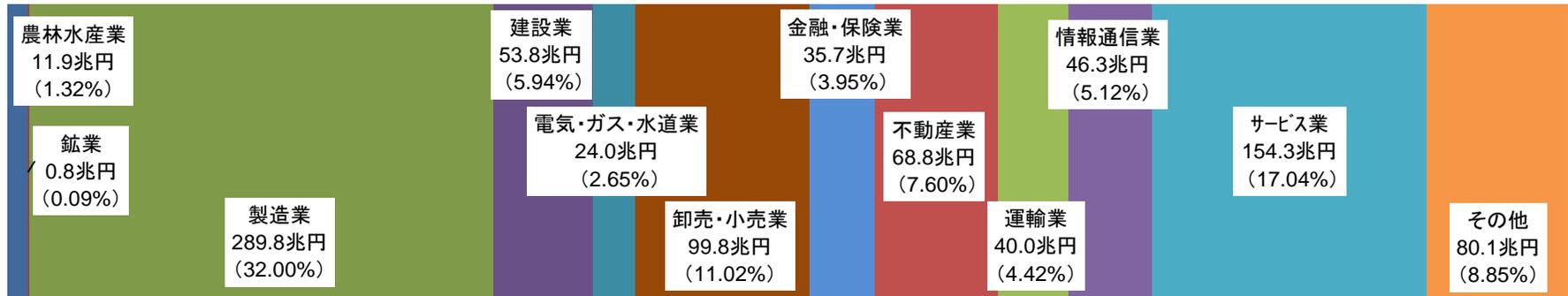


山口県長門市

国内生産額に占める農業・食料関連産業の占める割合

○平成21（2009）年度における我が国の第1次産業（農林漁業）の生産額は11.1兆円。第2次産業（関連製造業）、第3次産業（流通・飲食業）を含めた**農業・食料関連産業の生産額は94.3兆円**。これは、**国内生産額906兆円の10.4%を占め、我が国最大の産業分野の一つ**。

○我が国の国内生産額 906兆円



資料:平成22年 内閣府「国民経済計算」

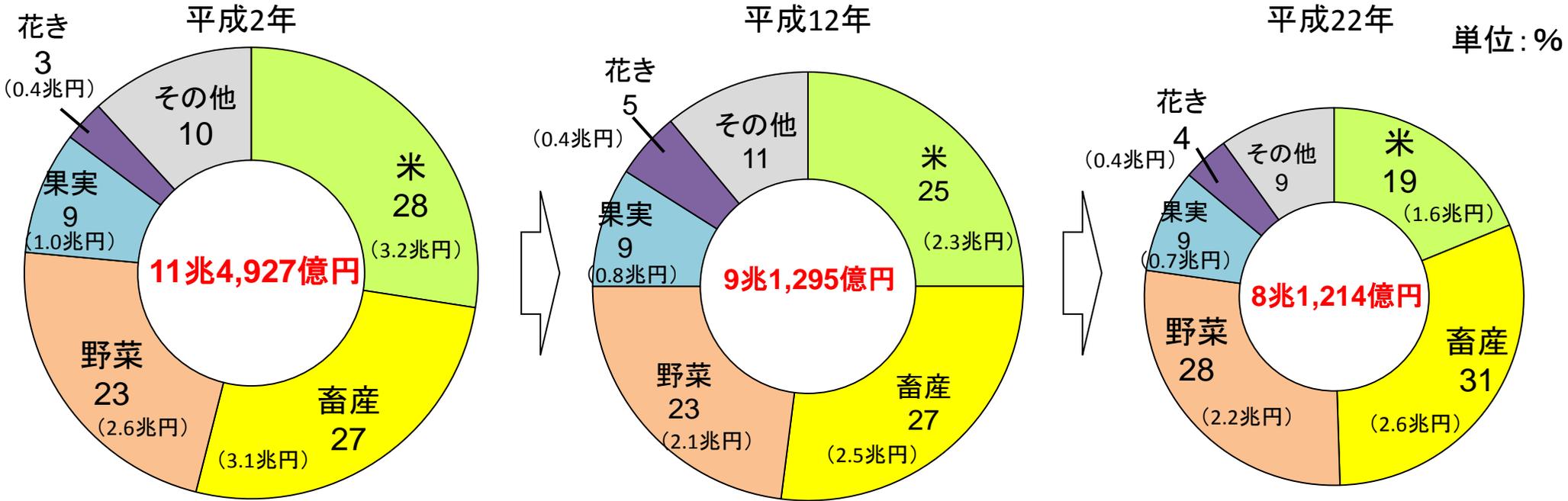
○農業・食料関連産業の国内生産額 94.3兆円(全産業の10.4%)



資料:平成22年度 農林水産省大臣官房統計部「農業・食料関連産業の経済計算」

農業総産出額の品目別割合の推移

○ 農業総産出額はこの20年で3兆円減少。内訳をみると、米の割合が低下する一方で畜産と野菜の割合が増加している。



(参考) 国内消費仕向量の推移

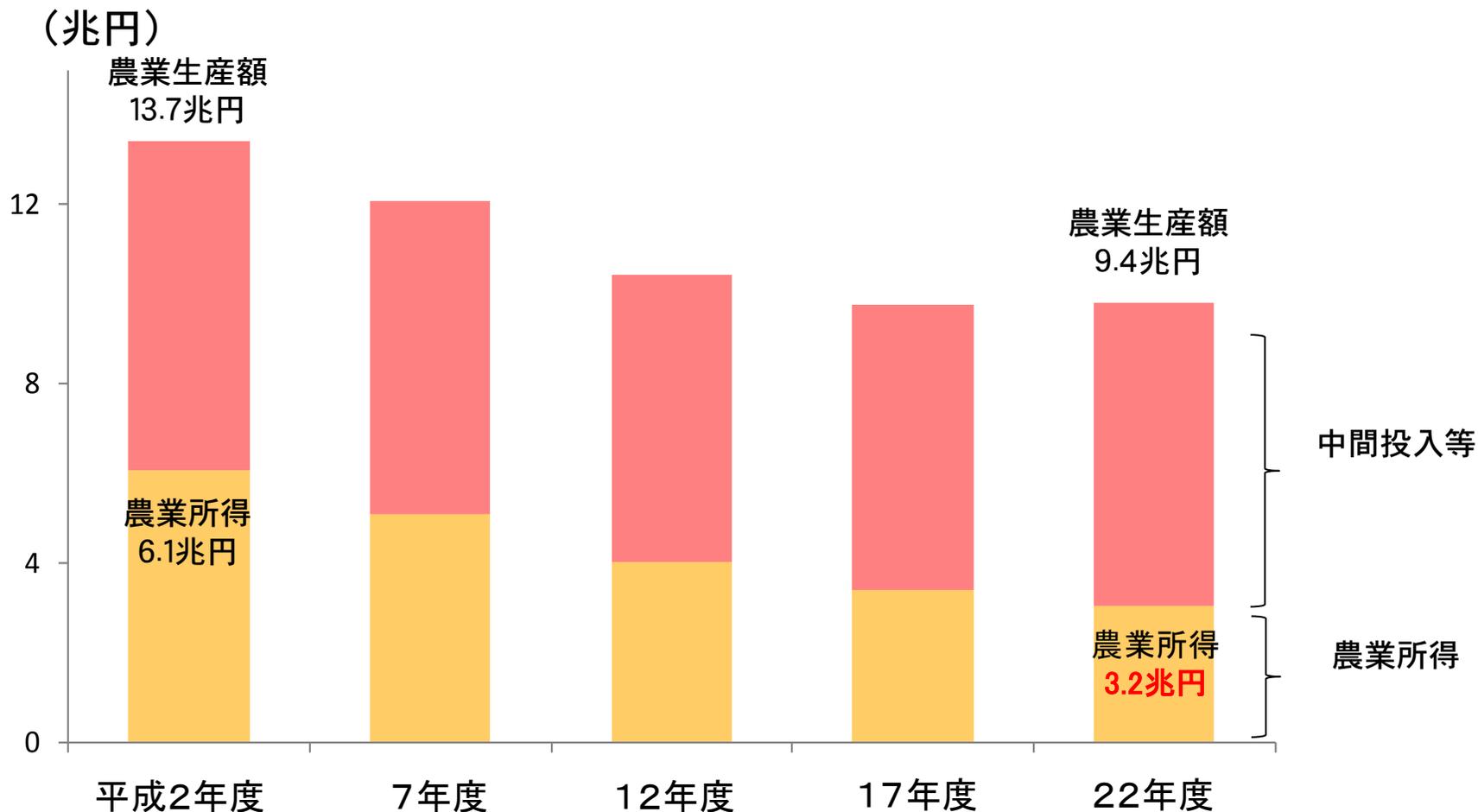
米(主食用)	955万t	905万t	841万t
肉類(鯨肉を除く)	500万t	568万t	577万t
野菜類	1,739万t	1,683万t	1,451万t

(資料) 円グラフ：農林水産省「平成22年 生産農業所得統計」、国内消費仕向量：農林水産省「食料需給表」

農業総産出額：品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格であり、品目別生産数量は、収穫量から再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量。品目別農家庭先販売価格は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価額の一部とみなし加えた価格。

農業生産額・農業所得

○ 平成2年度に比べ、農業生産額は約7割に、農業所得は半減。



資料:農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

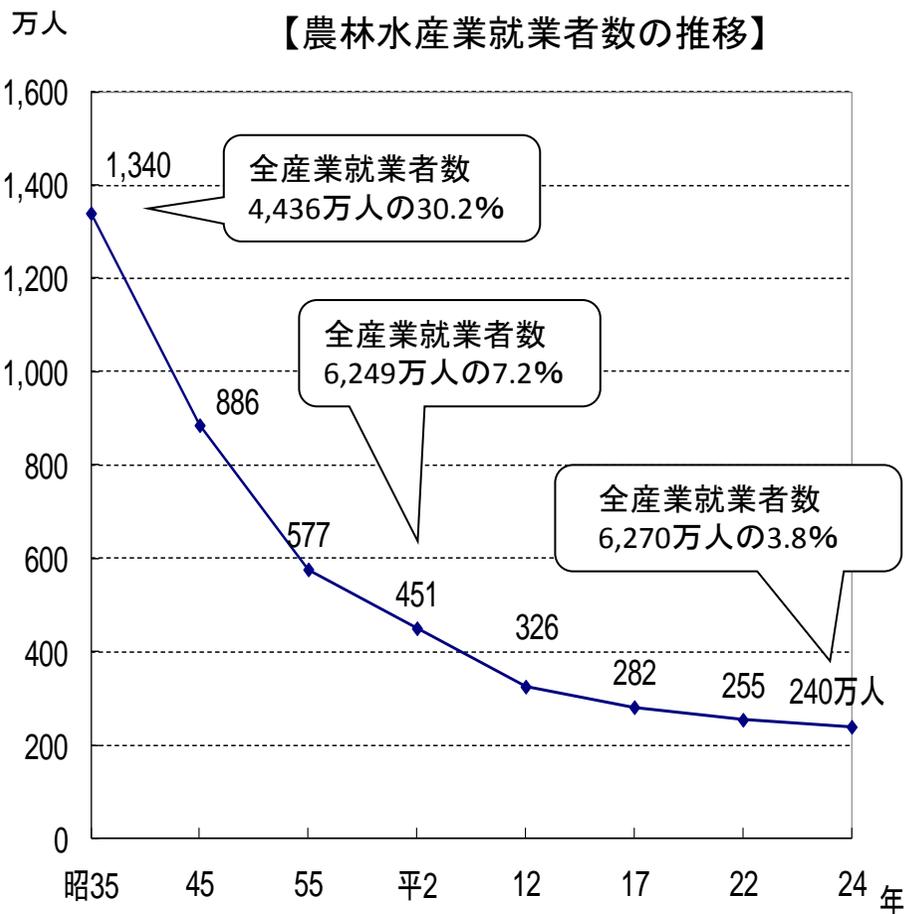
農業生産額:農業生産活動の結果得られた生産物を農家庭先価格で評価した額及び農業サービスの売上高等の合計(中間生産物(種苗、飼料作物等)を含む。)

中間投入:農業生産に投入された財・サービスの費用(種苗(畜産動物の種付け料及びもと畜費を含む。)、肥料、飼料等の諸経費)

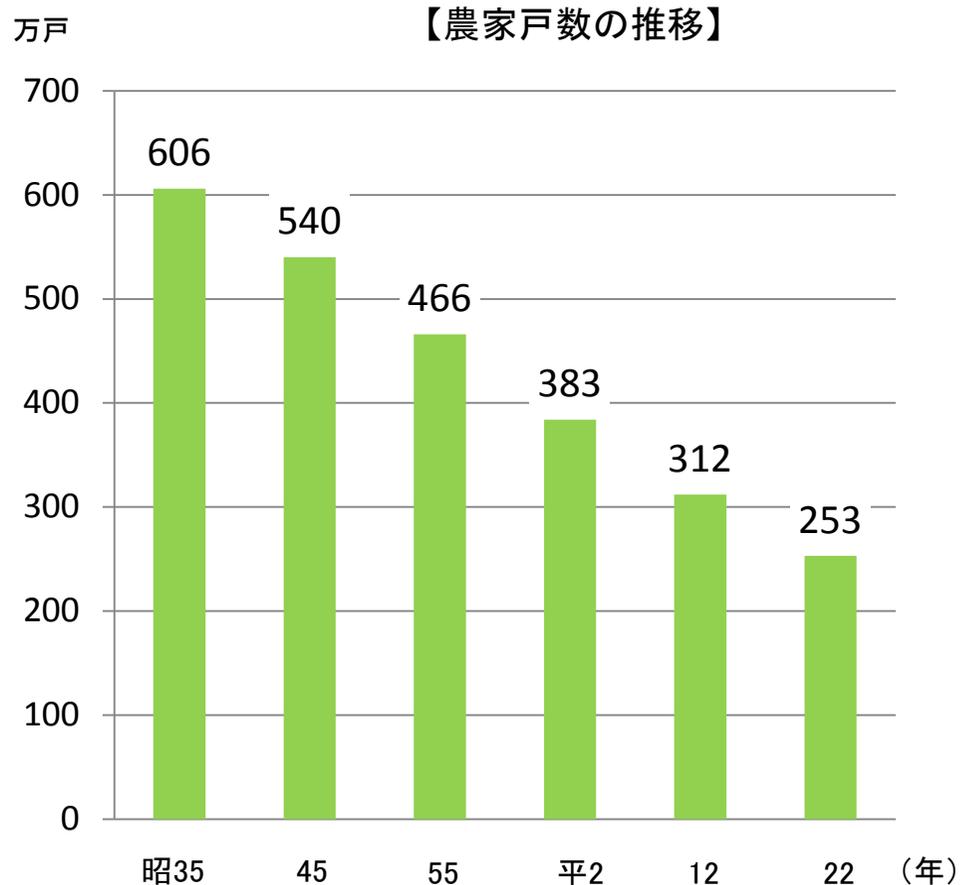
農業所得(農業純生産):農業生産額-中間投入-(固定資本減耗+間接税-経常補助金)。(注:雇用者所得等を含む。)

農林水産業就業者数の推移

- 農林水産業就業者数は年々減少して現在240万人。
- 全農家戸数についても、昭和35年の606万戸から、平成22年の253万戸へと6割減少。



資料:総務省「労働力調査」



資料:農林水産省統計部「農林業センサス」

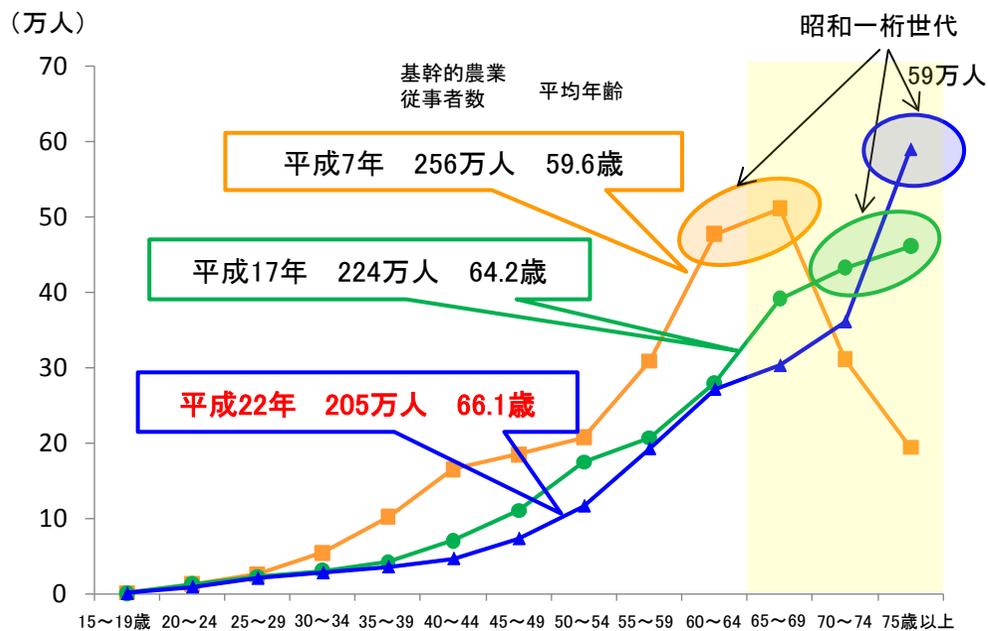
「農家」:経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯。
 なお、1960年～1985年の農家数については、東日本は10a以上、西日本5a以上で、
 農産物販売金額が一定以上(1960年は2万円以上、1965年は3万円以上、1975年
 は7万円以上、1980年及び1985年は10万円以上)の世帯である。

農林水産業就業者数:「労働力調査」における産業別就業者数のうち、農林業と漁業を足したもの

担い手の高齢化

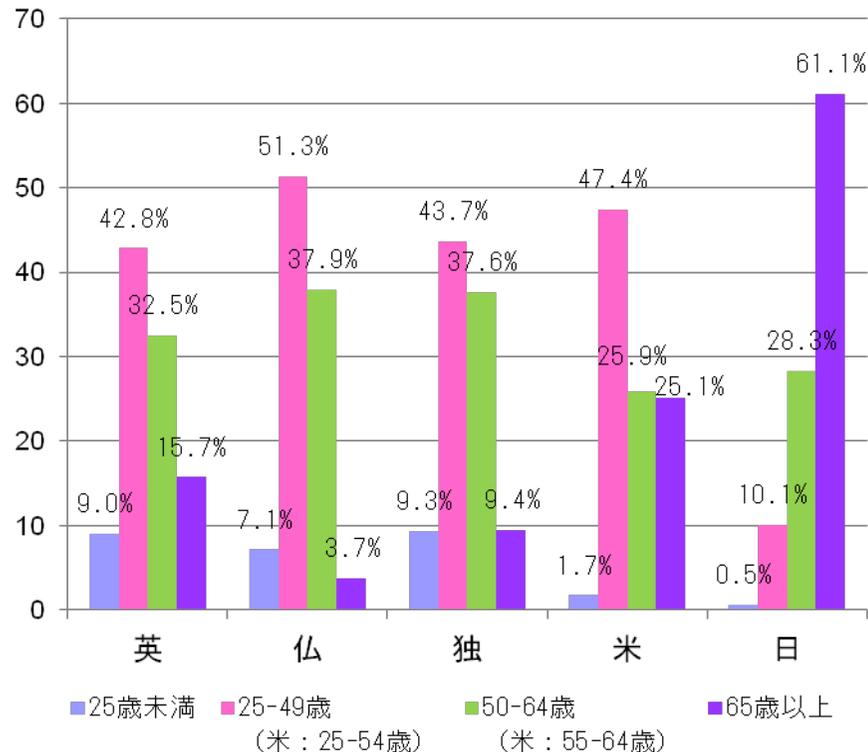
○ 平成22年における基幹的農業従事者数は205万人、平均年齢は66.1歳。

【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【各国の農業従事者の年齢構成】



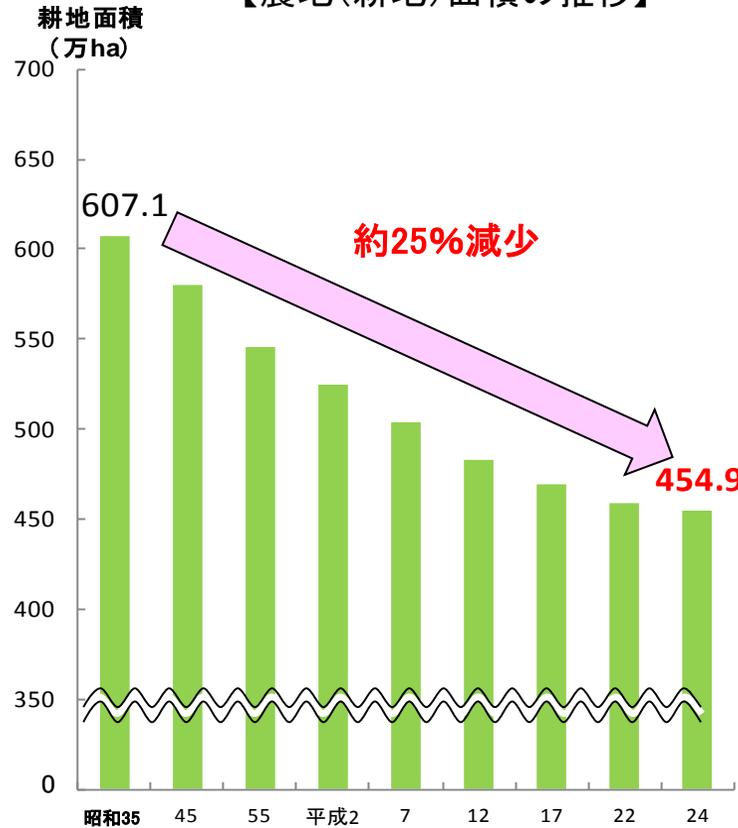
出典：英仏独は、EUROSTAT (2012)：農業に従事した世帯員
 米は、米国農務省「センサス (2007)」：農業に従事した世帯員
 日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等含まない。

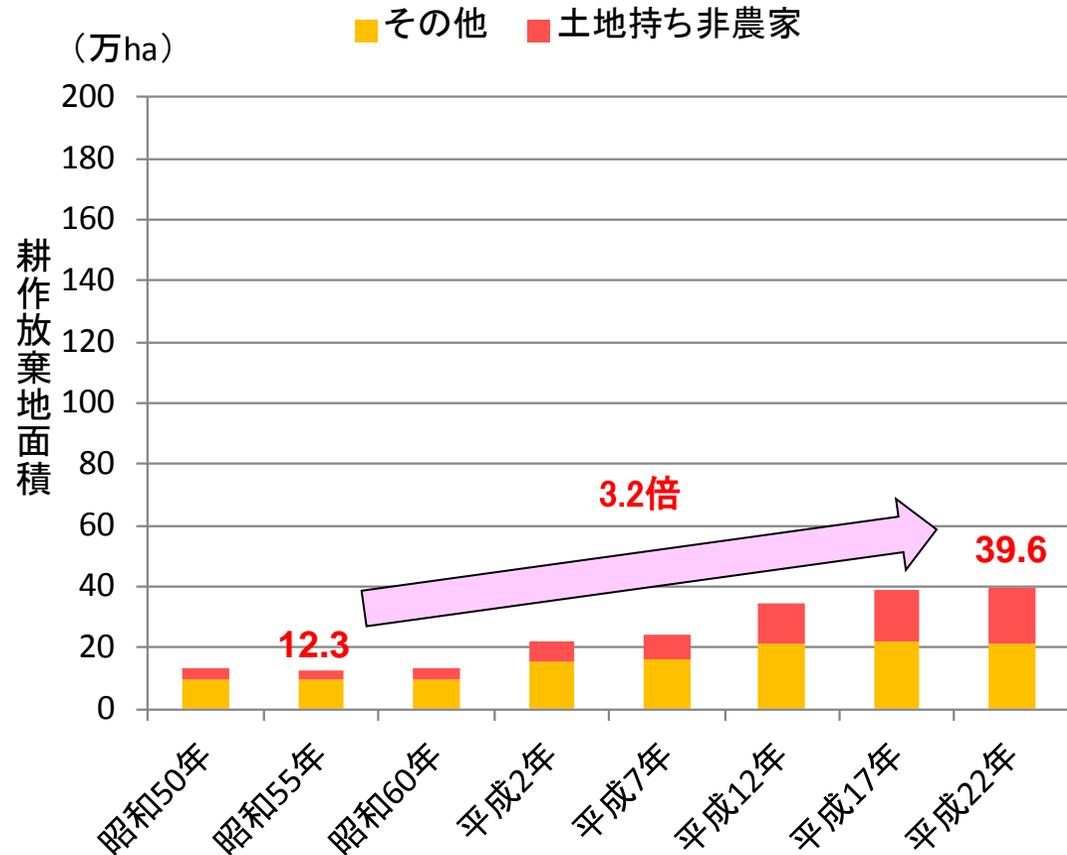
耕地面積と耕作放棄地の推移

- 農地面積は、この50年間で153万ha(約25%)減少(うち拡張103万ha、かい廃256万ha)。
- 一方、耕作放棄地の面積はこの30年間で3.2倍に増加し、平成22年時点で39.6万ha。特に、土地持ち非農家によるものの増加が著しい。

【農地(耕地)面積の推移】



【耕作放棄地の推移】



50年間で 拡張 約103万ha
 かい廃 約256万ha
 合計 約153万ha減少 (約25%減)

資料: 農林水産省「農林業センサス」

土地持ち非農家: 農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

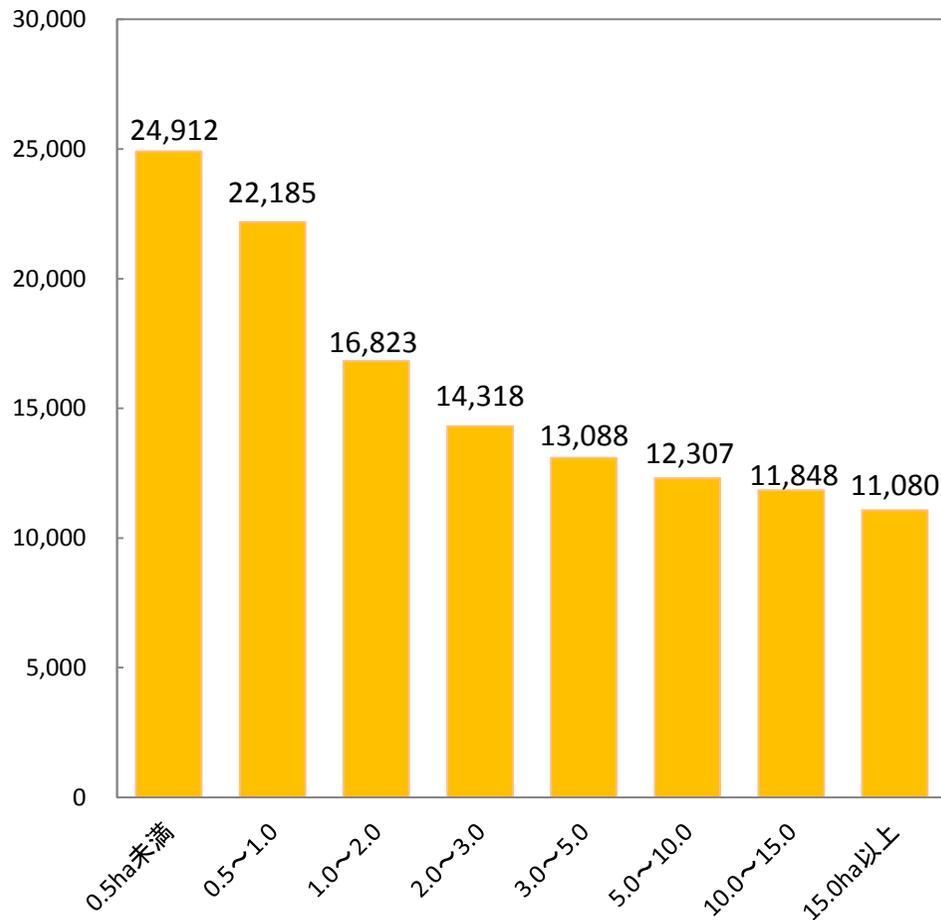
資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

米の作付け規模別の生産コスト

- 生産コストは作付け規模が大きくなるにつれて低減。
- ただし、生産コストは15ha以上の経営体で11,080円/60kg。（平成23年産）

【米の生産コスト（全国）】

（円/60 kg）



【米の生産コスト(60kg当たりの構成要素)】

区分	単位	0.5ha 未満	0.5 ~ 1.0	1.0 ~ 2.0	2.0 ~ 3.0	3.0 ~ 5.0	5.0 ~ 10.0	10.0 ~ 15.0	15.0ha 以上
物 財 費	円	15,188 (100)	13,598 (90)	9,987 (66)	8,226 (54)	7,565 (50)	7,188 (47)	6,724 (44)	6,378 (42)
うち種 苗 費	"	808 (100)	704 (87)	381 (47)	312 (39)	268 (33)	226 (28)	191 (24)	208 (26)
肥 料 費	"	1,225 (100)	1,224 (100)	1,019 (83)	1,017 (83)	934 (76)	946 (77)	868 (71)	809 (66)
農 業 薬 剤 費	"	1,015 (100)	922 (91)	877 (86)	838 (83)	807 (80)	824 (81)	722 (71)	642 (63)
光 熱 動 力 費	"	547 (100)	540 (99)	526 (96)	492 (90)	501 (92)	501 (92)	477 (87)	436 (80)
賃 借 料 及 び 料 金	"	2,938 (100)	2,356 (80)	1,384 (47)	1,005 (34)	808 (28)	723 (25)	663 (23)	769 (26)
農 機 具 費	"	4,374 (100)	4,492 (103)	3,376 (77)	2,662 (61)	2,564 (59)	2,252 (51)	2,015 (46)	1,957 (45)
労 働 費	"	6,868 (100)	5,862 (85)	4,495 (65)	3,906 (57)	3,347 (49)	3,078 (45)	2,903 (42)	2,395 (35)
そ の 他	"	2,856 (100)	2,725 (95)	2,341 (82)	2,186 (77)	2,176 (76)	2,041 (71)	2,221 (78)	2,307 (81)
生 産 コ ス ト	"	24,912 (100)	22,185 (89)	16,823 (68)	14,318 (57)	13,088 (53)	12,307 (49)	11,848 (48)	11,080 (44)

注:表中の()は、0.5ha未満を100とした指数。

資料：農林水産省「農業経営統計調査 平成23年産 米及び麦類の生産費」
注：生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

経営耕地面積規模別農家数及び経営部門別の平均経営規模の推移

○ 販売農家数が大きく減少してきた中で、大規模な経営耕地を有する農家が増加。経営部門別では、畜産の規模拡大は進展。

【経営耕地面積規模別農家数及び経営部門別の平均経営規模の推移】

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	24	平成24年／ 昭和35年対比 (倍率)
全 国		6,056.6 ...	5,664.8 ...	4,953.1 ...	4,376.0 (3,314.9)	3,443.6 (2,651.4)	3,120.2 (2,336.9)	2,848.2 (1,963.4)	2527.9 (1,631.2)	...	0.4(H22/S35) (0.5)(H24/S60)
農家数 (千戸)	北海道 (20ha以上)	0.3	0.7	10.1	14.8	(17.0)	(17.0)	(17.0)	(16.9)	(16.8)	56.0
	都府県 (5ha以上)	1.5	2.4	8.7	19.1	(35.7)	(43.4)	(50.4)	(57.7)	(63.8)	42.5
経営部門別(全国) 平均経営規模	水 稻(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	...	1.9 (H22/S35)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	72.1	36.1
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	41.8	34.8
	養 豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1667.0	694.6
	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	48,212	1785.6 (H24/S40)
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	...	50.2 (H22/S40)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」

注1：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けした販売農家の数値。

注2：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。

注3：農家数、水稻について、()内の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値、それ以外は農家(経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯)の数値である。

注4：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。

注5：ブロイラーの平成22年は21年の数値である。

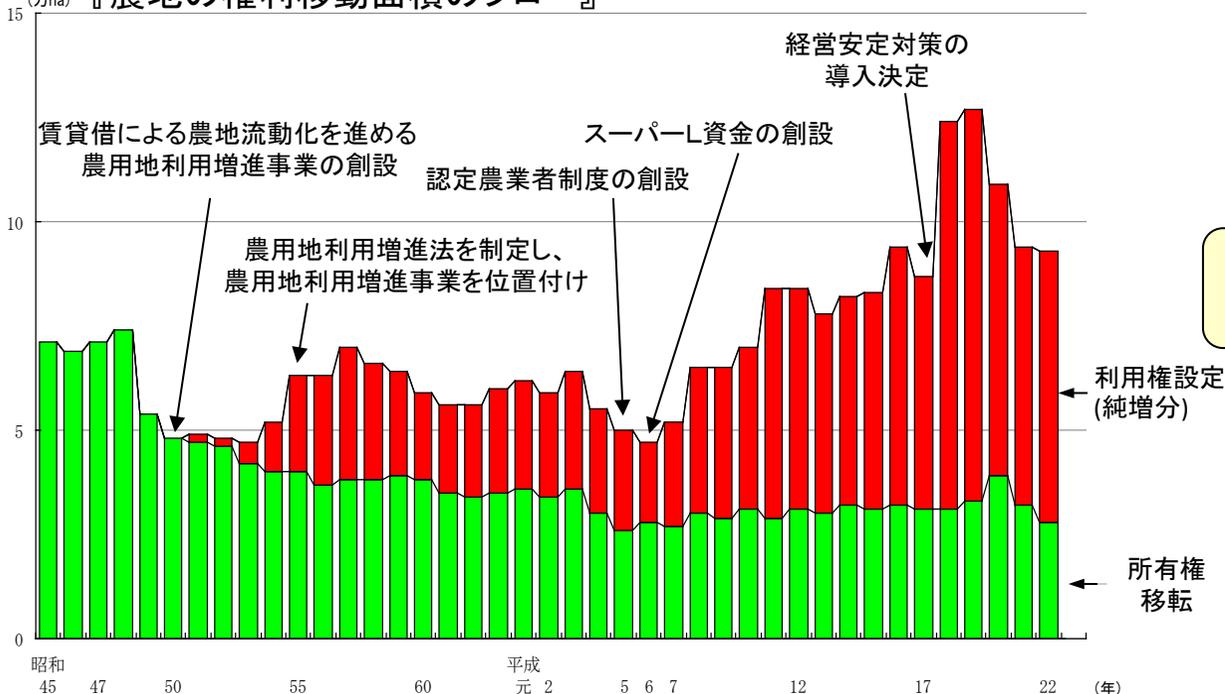
既に農業構造はかなり変化している

大規模経営体への農地集積

○ 農地流動化は、毎年、着実に進展

○ その結果、担い手の利用面積は、農地面積全体の約半分をカバー

『農地の権利移動面積のフロー』



担い手の利用面積シェア



○ また、既に20ha以上の経営体が土地利用型の農地の3割をカバー

20ha以上の経営体が耕作する面積シェア



法人経営体の増大と大規模化

- 法人経営体数は、この10年で2倍になり、12,500 (売上1億円以上層が24%)
- 20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%
- 法人経営体の雇用者数 約14万人

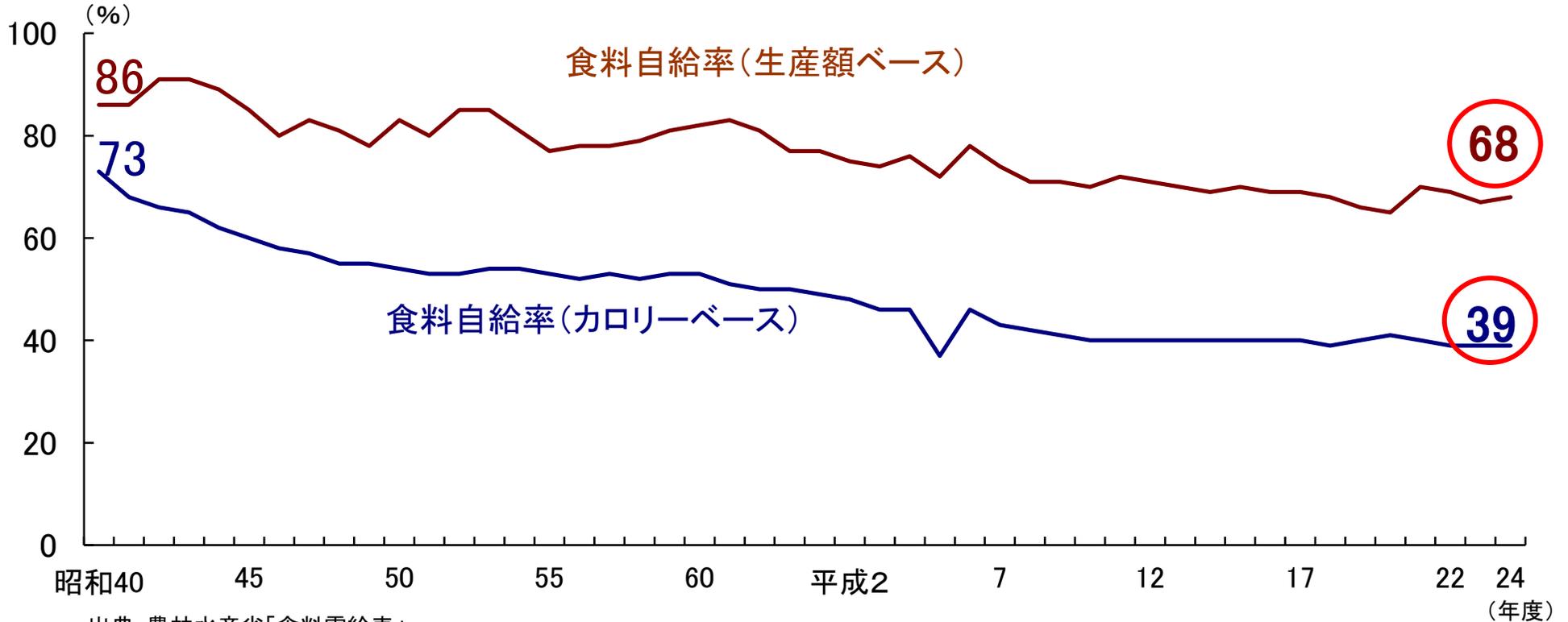
家族経営体の大規模化

- 5ha以上層が家族経営全体の農地面積の45%をカバー
- ある程度の規模になると法人化

※担い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

食料自給率の低下

○ 食料自給率の推移



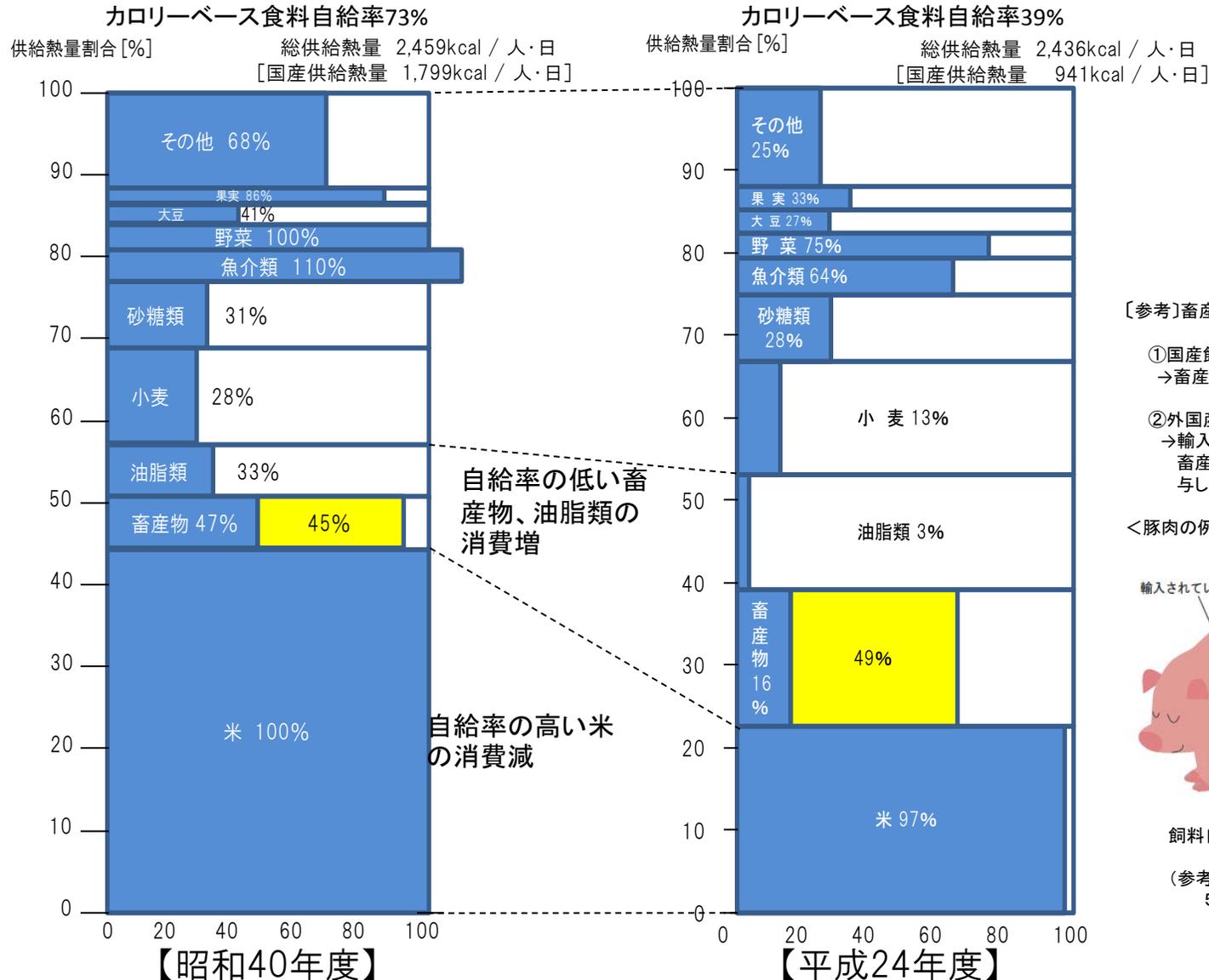
○ 諸外国との食料自給率の比較(カロリーベース) 単位:%

国名	カナダ	豪州	米国	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	スイス	韓国	日本
自給率	223	187	130	121	93	65	59	56	50	39

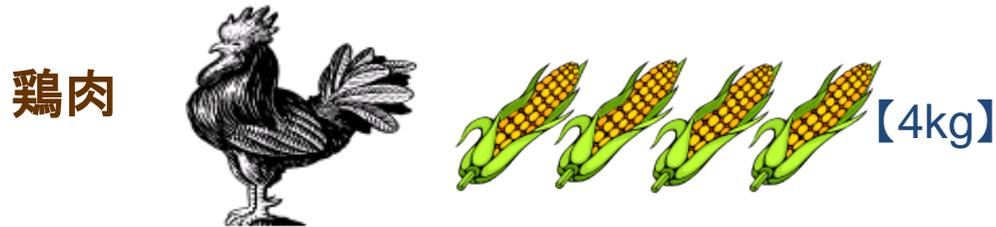
※日本は2012年度概算値。その他の国は2009年時点における試算値(農林水産省「食料需給表」)

食料消費構造の変化と食料自給率の変化

○ 自給率の高い米などが消費量減の一方、自給率の低い畜産物や油脂類などの消費量増が主な原因となつて、食料自給率の低下につながっている。



畜産物の生産には多くの穀物が必要



注：畜産物 1 kg の生産に要する穀物量。
日本における飼養方法を基にしたとうもろこし換算による試算。

(参考)一人当たりの食事の内容と食料消費量の変化

ごはん

牛肉料理

牛乳

植物油

野菜

果実

魚介類

昭和
40
年度



1日5杯



(1食150g換算)
月1回



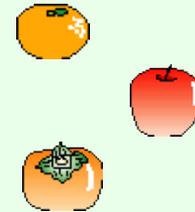
(牛乳びん)
週に2本



(1.5kgボトル)
年に3本



1日300g程度

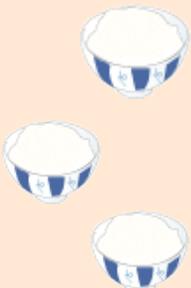


1日80g程度



1日80g程度

平成
23
年度



1日3杯

〔自給可能〕



月3回

〔飼料は輸入〕



週に3本

〔原料は輸入〕



年に8本



1日250g程度

〔加工品の輸入が増加〕



1日100g程度



1日80g程度

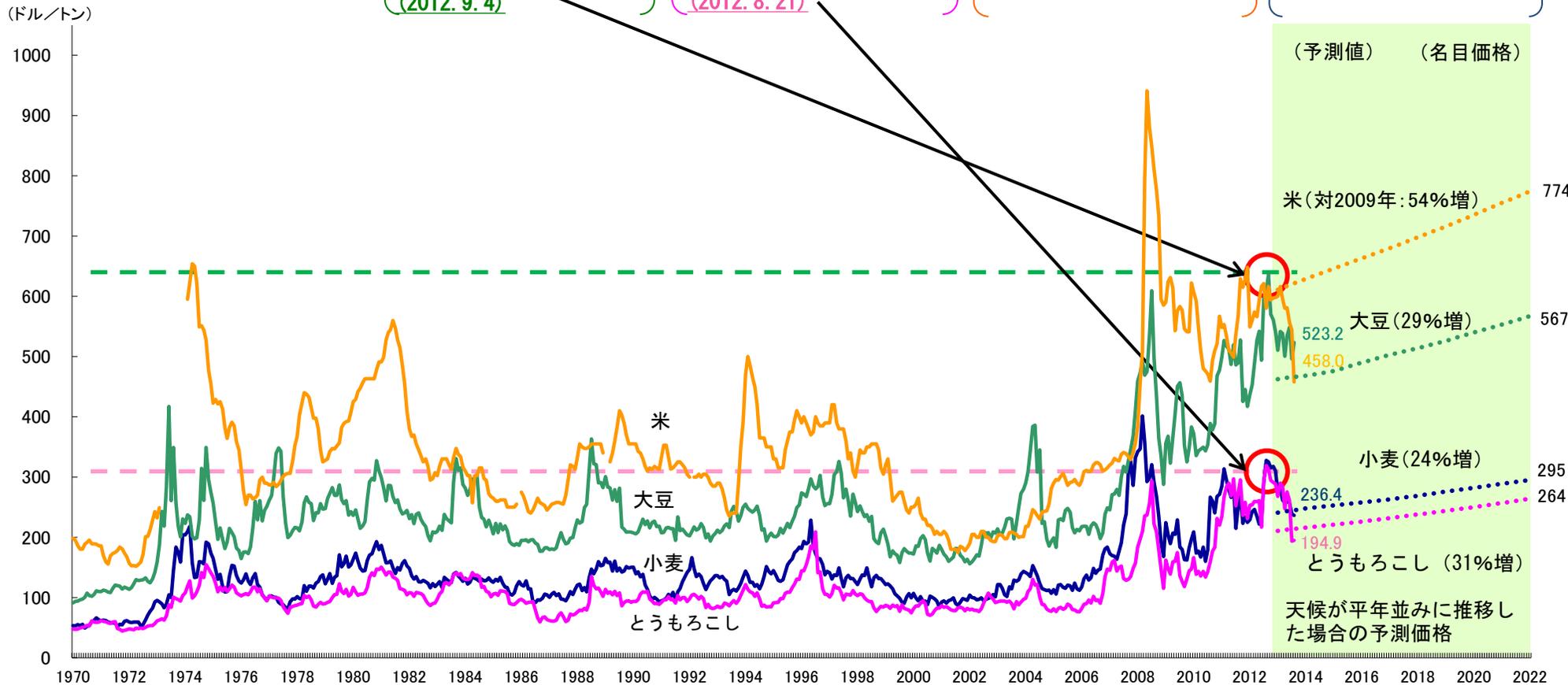
(2) 世界の状況

穀物等の国際価格の動向と見通し

○ 穀物等の国際価格は、2006年秋以降上昇基調にあり、大豆、とうもろこしは、2012年に史上最高値を更新。中長期的な穀物需給は、ひっ迫基調で推移すると見込まれる。

【穀物等の国際価格と見通し】

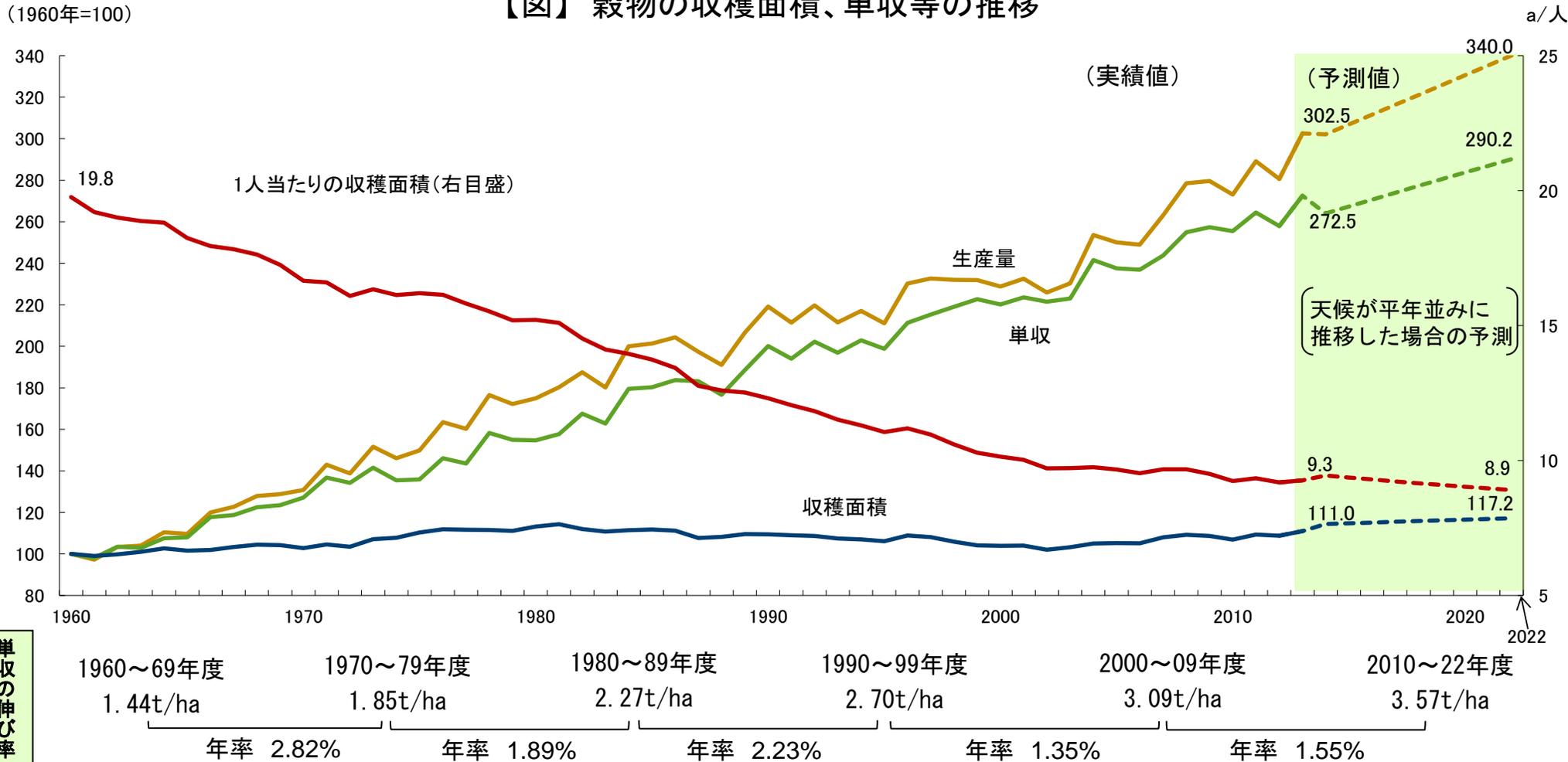
2013年8月30日現在



世界の穀物の収穫面積、単収等の推移

- 生産量の増加は、単収の向上で支えられてきたが、単収の伸びが鈍化。
- 中長期的には、単収は遺伝子組換え作物導入などで一定の伸びが期待されているが、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化などが不安要素。

【図】 穀物の収穫面積、単収等の推移

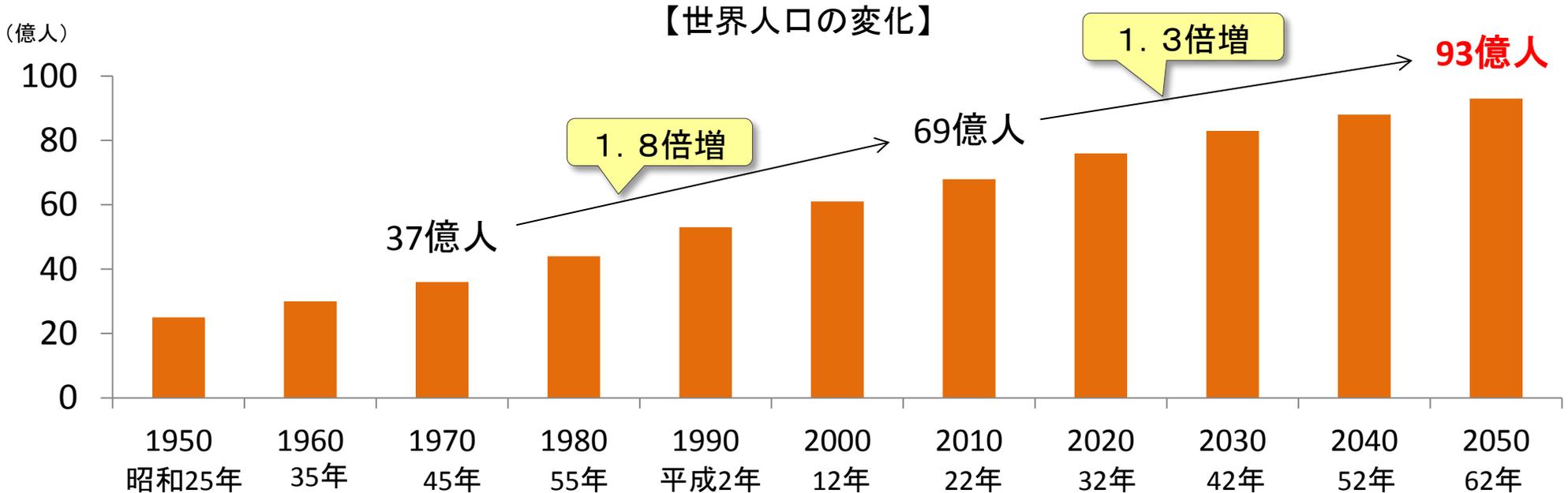


注：グラフの数値は、2012年までは実績値、2013年は見通し、2014年から2022年までは予測値。

資料：USDA「PS&D(2013.8)」、国連「World Population Prospects: The 2012 Revision」、農林水産政策研究所「2022年における世界の食料需給見通し」により農林水産省で作成。

世界の人口

- 世界の人口は2050年に93億人に達する見通し。
- 近年、経済成長がめざましいブラジル、ロシア、インド、中国等の新興国は、大きな人口を擁している。



【世界の人口大国ランキング(2012)】

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
国名	中国	インド	アメリカ	インドネシア	ブラジル	パキスタン	ナイジェリア	バングラデシュ	ロシア	日本	メキシコ
総人口 (億人)	13.54	12.58	3.16	2.45	1.98	1.80	1.67	1.52	1.43	1.27	1.16

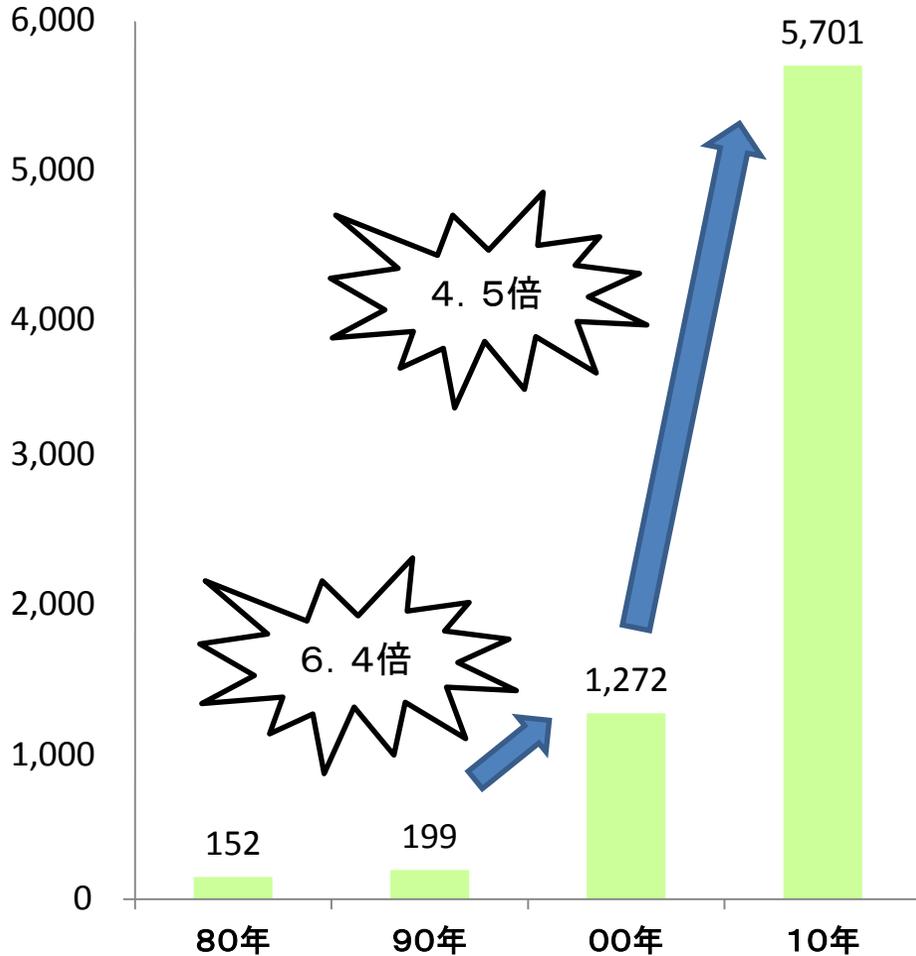
中国による大豆輸入の急拡大

○ 中国では大豆の輸入が急拡大。世界の貿易量の6割を占める。

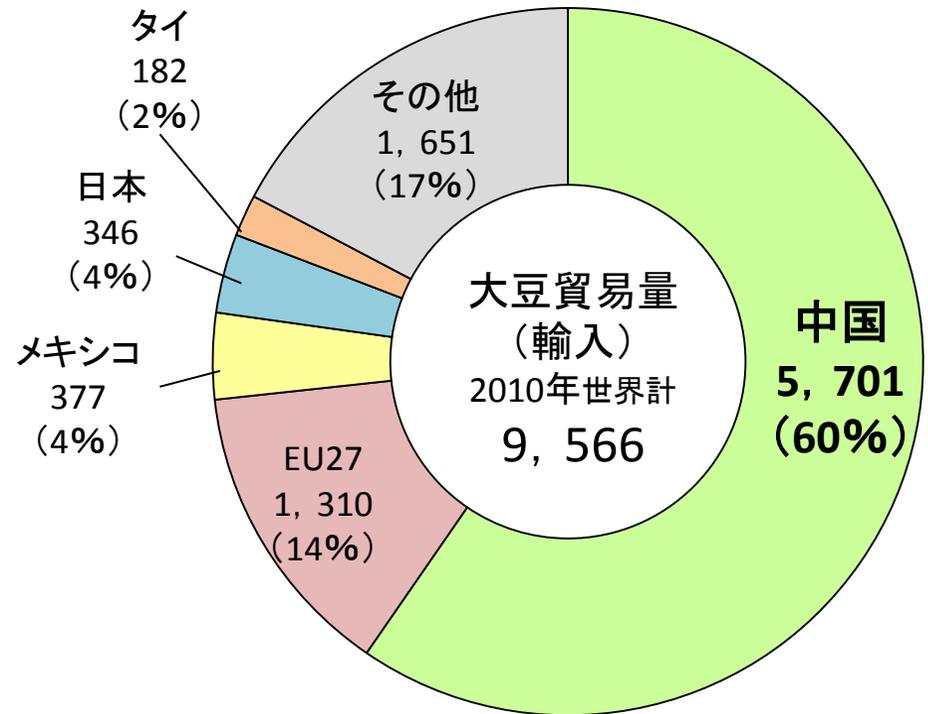
○ 中国の大豆輸入量の推移

○ 世界の大豆輸入量(2010年)

単位: 万t



単位: 万t

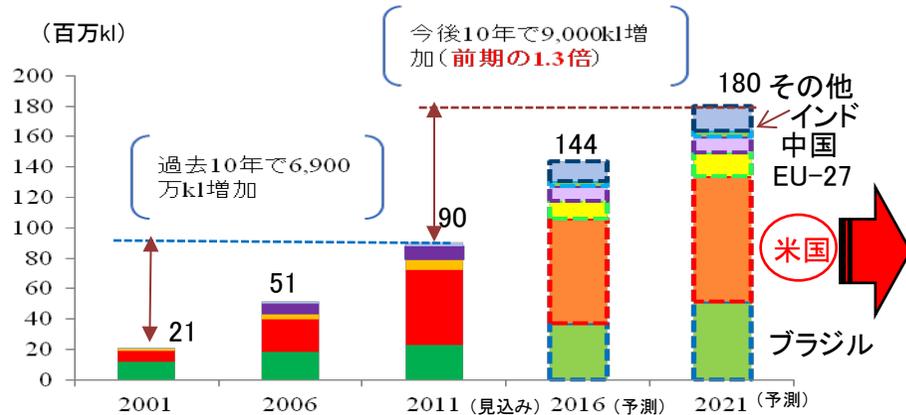


FAO FAOSTATより農林水産省で作成

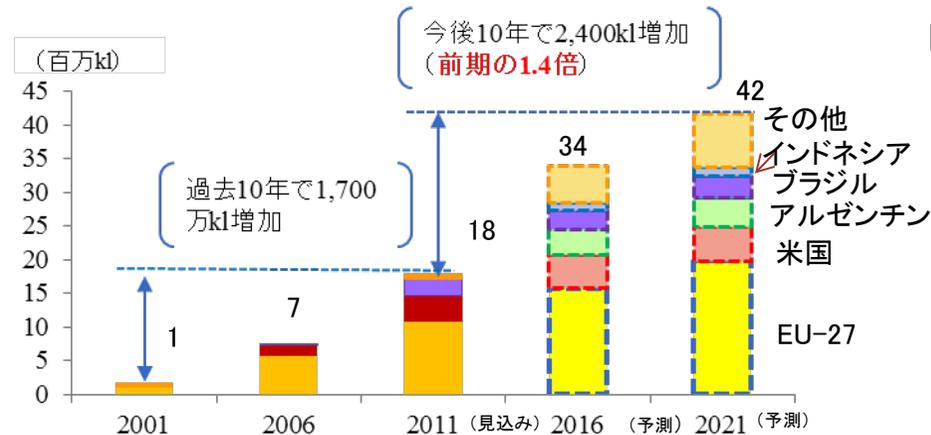
バイオ燃料の導入は穀物需要を拡大し、需給逼迫の懸念材料に

- バイオエタノールとバイオディーゼルの世界全体の生産は2021年までにほぼ倍増の見込み。その生産は、ブラジル、米国、欧州連合(EU)に極めて集中する。
- 米国のとうもろこしのエタノール向け需要は、とうもろこし需要の約4割を占める。

【図1】世界のバイオエタノール生産量の見通し

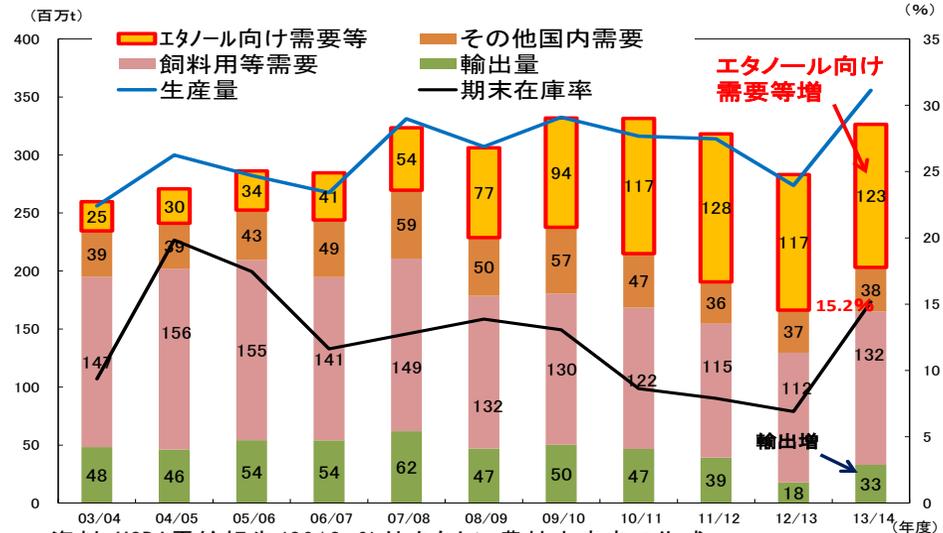


【図2】世界のバイオディーゼル生産量の見通し



資料: OECD-FAO「Agricultural Outlook 2012-2021 Database」

【図3】米国とうもろこし需給の推移



資料: USDA需給報告(2013. 6) 他をもとに農林水産省で作成

【参考1】バイオエタノールの原料として用いられる主な農産物等

国名	主な原料農産物等
ブラジル	さとうきび
米国	とうもろこし、ソルガム
EU-27	フランス: てんさい、小麦 スウェーデン: 小麦、木材
中国	とうもろこし、小麦、キャッサバ
インド	糖蜜(さとうきび)

【参考2】バイオディーゼルの原料として用いられる主な農産物等

国名	主な原料農産物
EU-27	なたね油、パーム油
米国	大豆油
アルゼンチン	大豆油
ブラジル	大豆油
インドネシア	パーム油

農産物の燃料用需要は、今後とも継続的に拡大

地球温暖化の進展による農業生産等への影響

ヨーロッパ ※2

- ・北ヨーロッパでは、気候変化により、暖房需要の減少、農産物生産量の増加、森林成長の増加が見られるが、気候変化が継続すると、冬の洪水、生態系危機、土壌安定性減少による悪影響が便益を上回る。
- ・中央ヨーロッパ、東ヨーロッパでは、夏の降水量が減少し、水ストレスが高まる。
- ・南ヨーロッパの一部で、高温と干ばつが農作物生産を減少させる。熱波が頻発し、森林火災が増加。

インド ※1

- ・1mの海面上昇で、約6千km²が浸水し、農地が失われたり、塩類化が起こる。
- ・深刻な水不足により、小麦やコメの生産性が悪化。

アジア ※2

- ・2050年代までに10億人以上に水不足の悪影響。
- ・南アジア、東アジア等の人口が密集しているメガデルタ地帯で、洪水が増加。
- ・21世紀半ばまでに、穀物生産量は、東・東南アジアで最大20%増加、中央・南アジアで最大30%減少。人口増加等もあり、いくつかの途上国で飢餓が継続。

北アメリカ ※2

- ・今世紀早期の数十年間は、降雨依存型農業の生産量が5~20%増加するが、生育温度の高温限界にある作物や、水資源に依存する作物には大きな影響。

ラテンアメリカ ※2

- ・今世紀半ばまでにアマゾン東部地域の熱帯雨林がサバンナに徐々に代替。
- ・より乾燥した地域では、農地の塩類化と砂漠化により、重要な農作物・家畜の生産力が減少し、食料安全保障に悪影響。
- ・温帯地域では大豆生産量が増加。

アフリカ

- ・2020年までに7,500万~2億5千万人に水ストレス。 ※2
- ・いくつかの国で、降雨依存型農業の生産量が2020年までに50%程度減少。 ※2
- ・気温が4℃上昇で農業生産が15~35%減少。 ※3

バングラデシュ

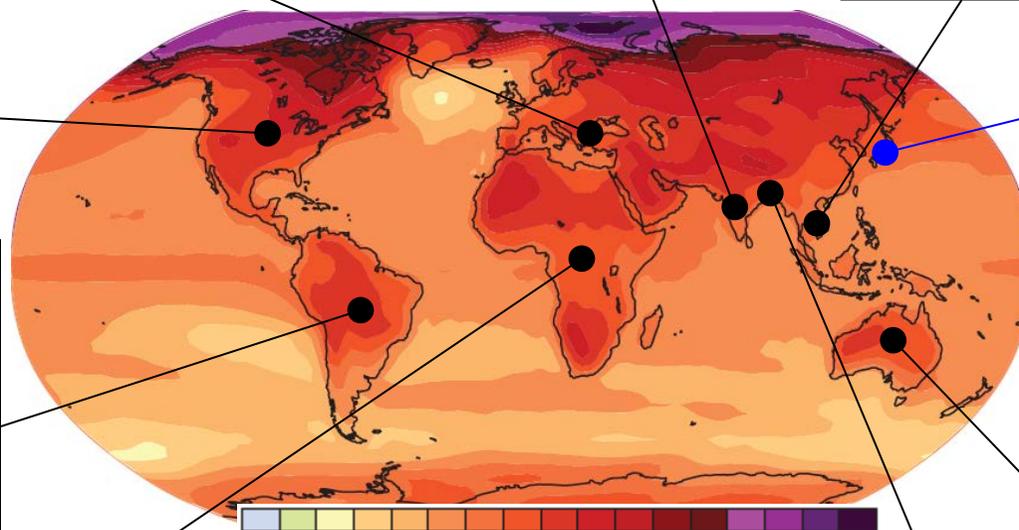
- ・1mの海面上昇で、約3万km²の国土が浸水し、農地が失われたり、塩類化が起こる。 ※1
- ・1mの海面上昇で年間80万トンから290万トンのコメ生産が失われる。 ※4

日本 ※5

- ・水稲について、気温が3℃上昇した場合、潜在的な収量が北海道では13%増加、東北以南では8~15%減少。

豪州・ニュージーランド

- ・降水量減少、蒸発量増加により、オーストラリア南部・東部、ニュージーランド北東、東部地域で2030年までに水関連の安全保障問題が悪化。 ※2
- ・オーストラリア南部・東部、ニュージーランド東部の一部で、増加する干ばつと火事のために、2030年までに農業・林業の生産が減少。 ※2
- ・気温が4℃上昇で一部地域で生産活動が不可能。 ※3

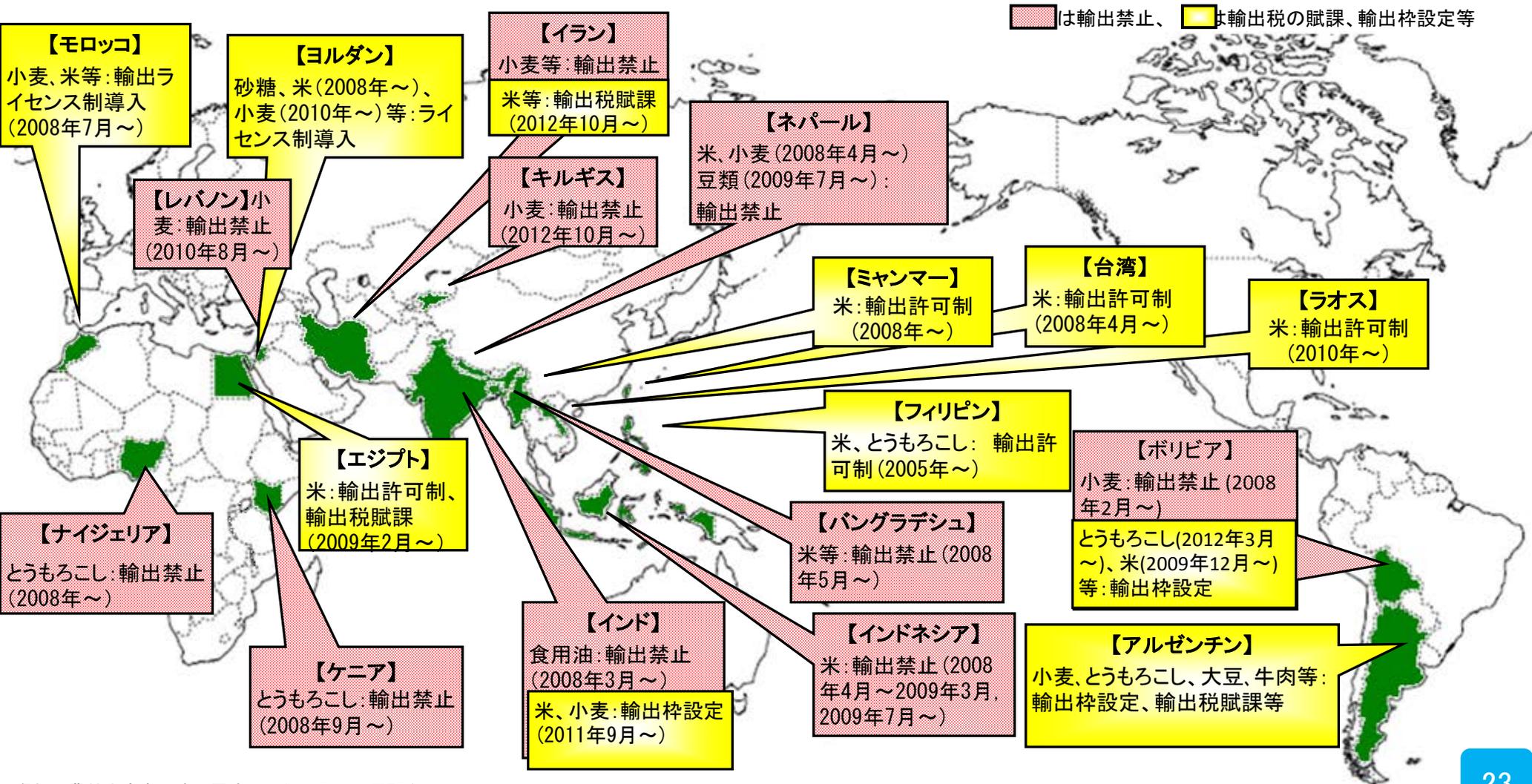


資料：IPCC「Summary for Policymakers (Figure SPM.6. A1b)」
注：上記図は、100年後(2090~2099年)の予測である。

注) 赤字はマイナス影響予測、
青字はプラスの影響予測

農産物の輸出規制の現状

○ 食料需給のひっ迫や食料価格が高騰した場合には、輸出規制により、自国内の食料安定供給を優先させる傾向。



Ⅱ 農林水産業政策の展開方向（攻めの農林水産業）

「攻めの農林水産業推進本部」の組織・開催状況について

本部長	林 農林水産大臣
副本部長	江藤 農林水産副大臣 加治屋 農林水産副大臣
本部長補佐	長島 農林水産大臣政務官 稲津 農林水産大臣政務官
本部事務局長	農林水産事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 総括審議官 総括審議官（国際） 技術総括審議官 全局庁等の長

1. 第1回（平成25年1月29日）

議題: ①攻めの農林水産業推進本部の設置について
②当面の進め方について 等

内容: 現場の声を聞き「現場の宝」を磨くよう林大臣より指示

2. 第2回（平成25年3月26日）

議題: 「現場の宝」の報告について

内容: ①「現場の宝」事例について各局庁より報告
②現場の宝を踏まえた9課題について、施策の展開方向をまとめるよう林大臣より指示

3. 第3回（平成25年4月19日）

議題: 「現場の宝」を踏まえた施策の具体化に当たっての考え方について
内容: 9課題に関する施策の展開方向について担当局より報告

4. 第4回（平成25年7月2日）

議題: 「攻めの農林水産業」の具体化に向けた検討状況について
内容: ①9課題に関する施策の具体化の検討状況について担当局より報告
②官邸本部の設置等を踏まえてあらためて整理した「主要検討事項」について、施策の具体化や検討を深化するよう林大臣より指示

5. 第5回（平成25年8月8日）

議題: ①国別・品目別輸出戦略について
②他省庁との連携施策について

内容: ①国別・品目別輸出戦略の状況について担当局より報告
②他省庁との連携施策の検討状況について担当局庁より報告
③官邸本部における総理指示を踏まえた検討の加速化等について林大臣より指示

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況について

本部長	安倍	内閣総理大臣
副本部長	菅	内閣官房長官
	林	農林水産大臣
本部長	麻生	財務大臣
	新藤	総務大臣
	下村	文部科学大臣
	田村	厚生労働大臣
	茂木	経済産業大臣
	太田	国土交通大臣
	石原	環境大臣
	山本	内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策)
	森	内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全)
	甘利	経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策)
	稲田	内閣府特命大臣 (規制改革)
	根本	復興大臣

1. 第1回(平成25年5月21日)

議題:①農林水産業・地域の活力創造本部の設置について
②今後のスケジュールについて 等

内容:①「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ
②「攻めの農林水産業」の具体化の方向(第7回産業競争力会議資料)について林大臣から説明

2. 第2回(平成25年6月18日)

議題:①これまでの議論の整理
②関係者ヒアリング

内容:①これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明
②(株)ローソン新浪社長からヒアリング

3. 第3回(平成25年6月25日)

議題:関係者ヒアリング

内容:①氷見市農業協同組合 川上組合長からヒアリング
②グリーンリーフ(株)及び(株)野菜くらぶ 澤浦代表取締役からヒアリング

4. 第4回(平成25年8月8日)

議題:①総理指示
②検討課題について
③今後の検討スケジュール

内容:①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示
②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理
③「農林水産業・地域の活力創造プラン」取りまとめ(11月末日途)に向けたスケジュール

「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。

「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。

農林水産業・ 農山漁村の潜在力

- (1) 丹精込めた食べものづくりの技術と装置（水田）
- (2) 世界に評価される日本食とおもてなしの心、のどかな農村風景
- (3) 世界有数の森林・海洋資源
〔森林率：世界3位
EEZ面積：世界6位〕
- (4) 農山漁村にある再生可能エネルギーのポテンシャル
〔エネルギー総供給の43%に相当〕

農山漁村に フォローの風

- (1) 世界の**食市場規模が大幅に拡大**
〔21年 340兆円 → 2倍 → 32年 680兆円〕
- (2) 世界の食料・エネルギー価格高騰（トウモロコシ、大豆：24年に過去最高値）
- (3) **平成の農地改革**により、関連産業をはじめ多様な主体が農業に参入
〔農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（1,071社）
NPO、建設業、医療・福祉等の異業種、多様な主体が参入〕
- (4) 新たなライフスタイル（いやし、健康等）を求める人々が増加

攻めの農林水産業推進本部

（1月29日立ち上げ）

3つの戦略の方向

- ① 需要のフロンティアの拡大
- ② 生産から消費までのバリューチェーンの構築
- ③ 生産現場（担い手、農地等）の強化

**農業界と経済界が連携して
農業の成長産業化を実現**

今がまさに分岐点

この機会を失えば
農村漁村はさらに衰退
国土経営コストが増加

これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。

【日本再興戦略 -JAPAN is BACK-】(6月14日)

【需要サイドの取組】

輸出促進等による需要の拡大

- ・日本の食の海外展開に向けた「F・B・I」戦略
- ・機能性の活用等の新たなニーズへの対応

【需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築】

6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等

- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開
- ・医食農連携等、多様な業種との連携
- ・強みのある農林水産物づくり
- ・科学技術イノベーションの活用

【供給サイドの取組】

農地を最大限効率的に活用するなど、生産現場を強化

- ・担い手への農地集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消

【林業】

- ・新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築

【水産業】

- ・水産物の消費・輸出拡大、持続可能な養殖の推進

官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、
具体策の検討を開始

【総理指示】

農林水産業を若者に魅力ある産業に

日本の農山漁村、ふるさとを守る

- ・医食農連携、ICTの活用といった新たな視点

- ・現場や地域の声にしっかり耳を傾ける

(5月21日)

「攻めの農林水産業」3つの戦略の方向

(2月18日第2回産業競争力会議で提示)

需要の
フロンティア
の拡大

生産から
消費までの
バリュー
チェーン
の構築

生産現場
(担い手、農地等)
の強化

「184の先進事例（現場の宝）」を踏まえ、

(4月23日第7回産業競争力会議で提示)

① 生産現場の強化

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

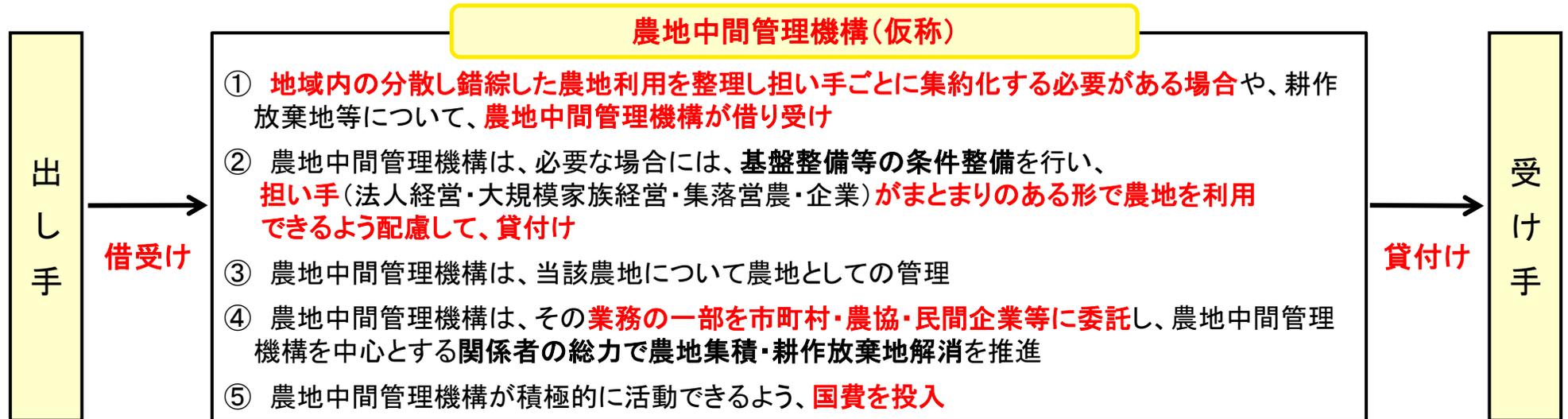


目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構(仮称)の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



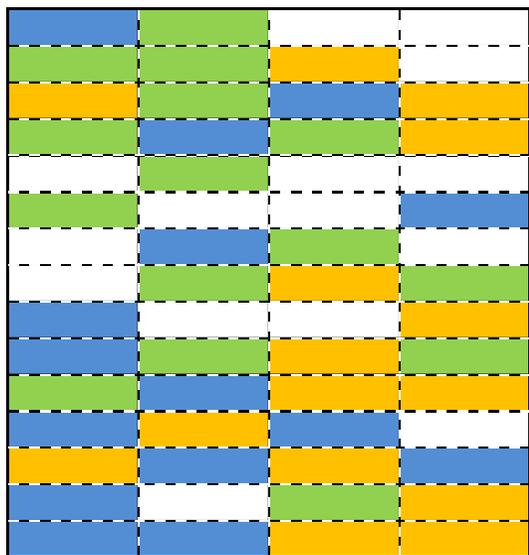
2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も**対策の対象とする**。
- 農業委員会は、所有者に対し、**農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る**。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定**。

供給サイドの構造改革

農地の集約(イメージ)

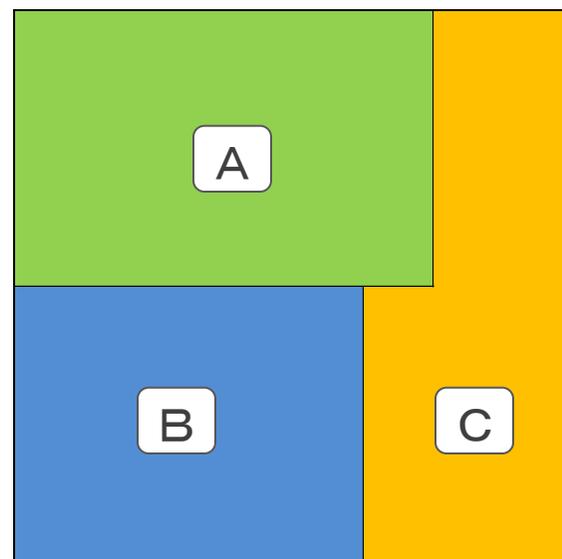
地域内の分散・錯綜した農地利用
<1枚の圃場 30a区画>



緑	A 農業法人	20ha
青	B 大規模家族経営	20ha
黄	C 企業	20ha
白	D その他の小規模家族経営	20ha
	(20経営体)	



担い手ごとに集約化した農地利用
<1枚の圃場 1ha区画>



A	農業法人	30ha (+10ha)
B	大規模家族経営	25ha (+5ha)
C	企業	25ha (+5ha)

農地の集積・集約化でコスト削減

基盤整備の推進による6次産業化の展開

(島根県安来市)

【農業農村整備の推進(大区画化、農地集積、農業生産法人、6次産業化)】

1 概要

① <<概要・データ>>

事業名：農業生産法人等育成緊急整備事業

事業工期：平成12年度～平成19年度

受益面積：238.4ha

事業内容：区画整理 238.4ha 排水路 3,730m 他

② <<特徴的な取組>>

ほ場整備を契機とした

- ・ 担い手の育成(農業生産法人化)、ほ場の大区画化及び農地集積の促進
- ・ 環境に配慮した農業や高付加価値化による6次産業化の展開 等



整備後



どじょうの放流



冬期水張水田で休む
コハクチョウ

2 発見した現場の宝

- ・ 宇賀荘地区の約9割のほ場を大区画化し、一農場方式による農事組合法人「ファーム宇賀荘」を設立するとともに、地区内農地の8割を当該法人に集積。
- ・ 地下かんがいシステムを導入し、生産性の向上や水管理の省力化を実現。(生産費180千円/10a→82千円/10a、労働時間44.3hr/10a→13.5hr/10a)
- ・ どじょうを放流し、無農薬・無化学肥料の水田で栽培した「どじょう米」のブランド化、加工業者と連携した「やすぎの豆菓子」や「なまそば」の商品化。また、県外の取引先との提携により、安定的な販路の拡大。
- ・ 水田の冬期湛水により、毎年1,000羽を超えるハクチョウが飛来。

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- **参入の全面自由化**
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

〔実績〕

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22～)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18,102 ha
H23 : 32,049 ha

農地保有合理化法人(S45～)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

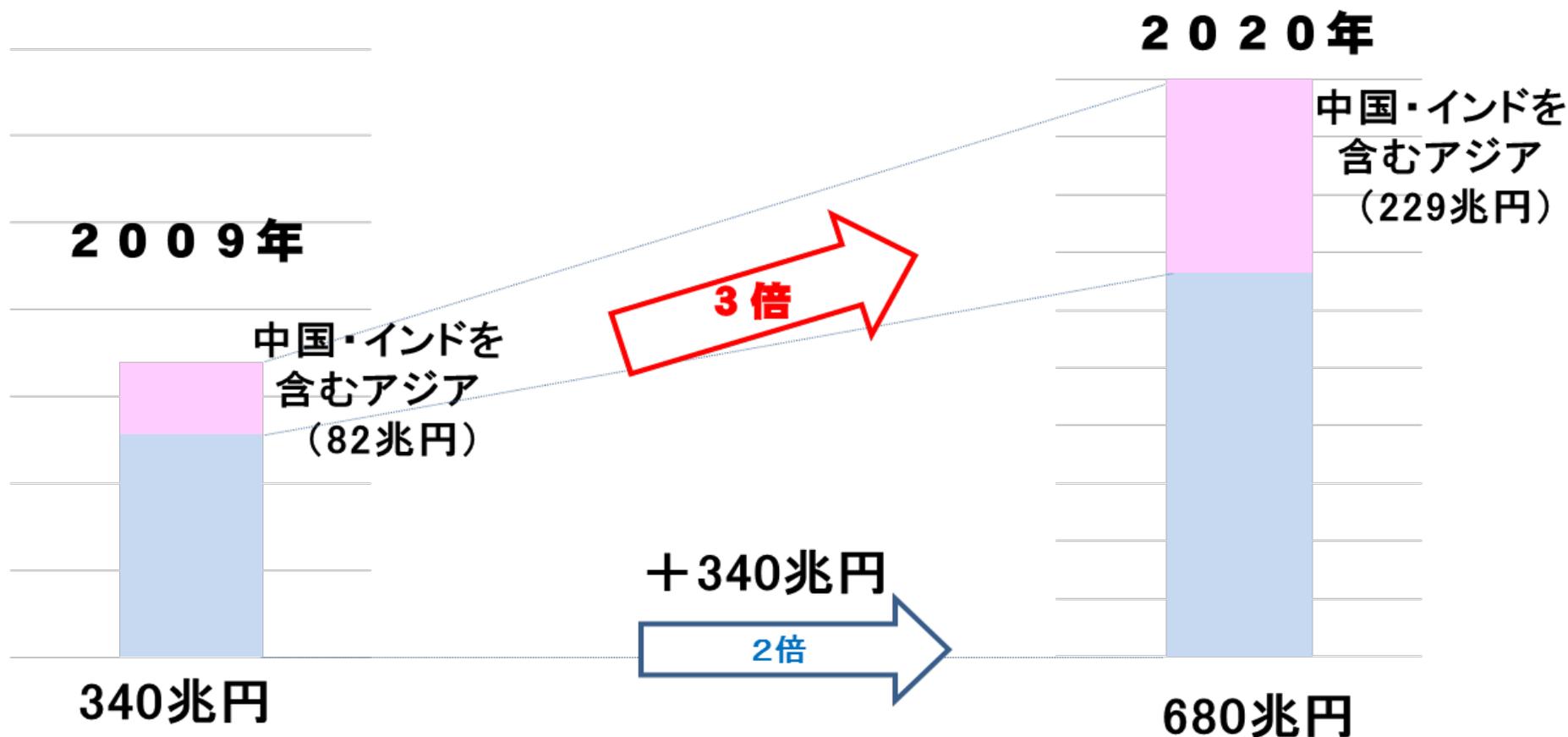
実績

H15	11,524 ha
H17	9,922 ha
H20	13,097 ha
H21	12,505 ha
H22	7,947 ha
H23	8,027 ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度(平成25年度))ことから活動に限界

(2) 需要のフロンティアの拡大 (参考:世界の食の市場規模(加工+外食))

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

注2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

注3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

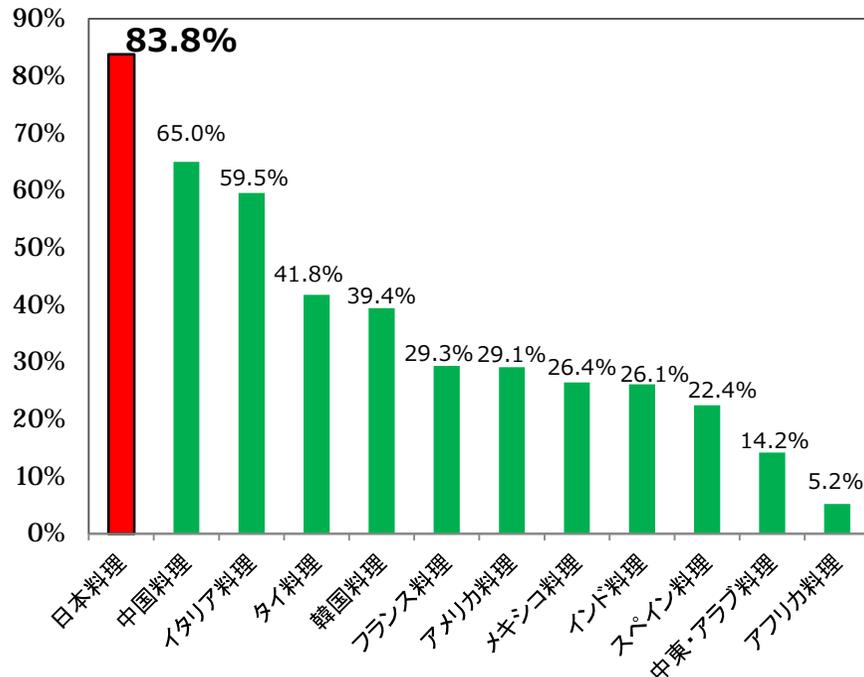
(参考) ジェトロアンケート(好きな外国料理)

- ジェトロの調査によると、「食」の人気が一番高いのは日本食。
- イタリアの輸出額は434億ドルだが、日本は51億ドル(いずれも2011年)。
- 日本は、「食」の人気は輸出に結びついていない。

好きな外国料理

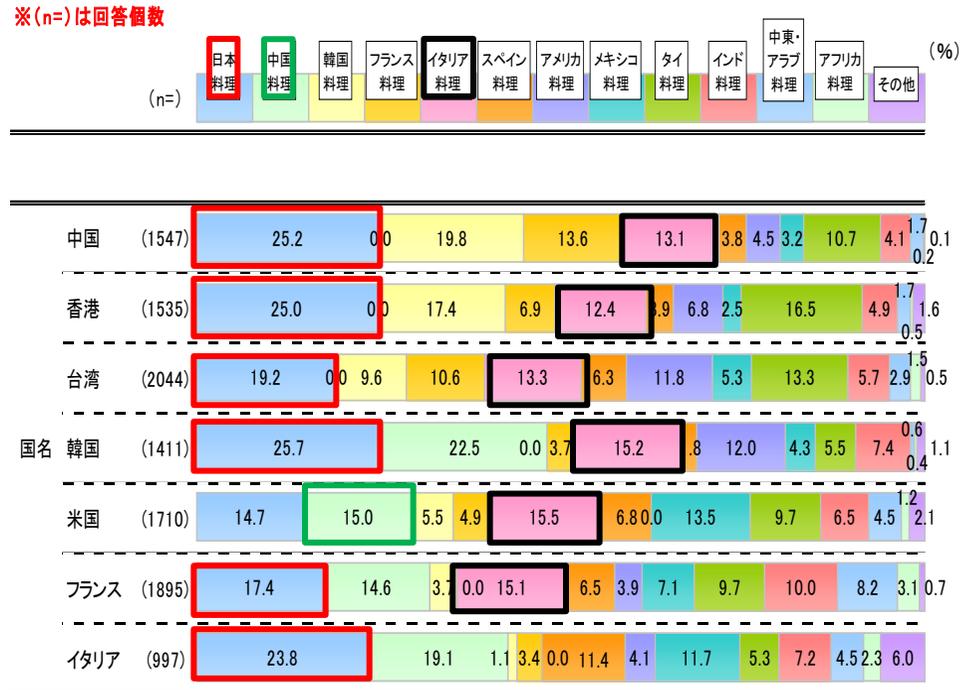
質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1】は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。
なお、自国の料理は選択肢から除外

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



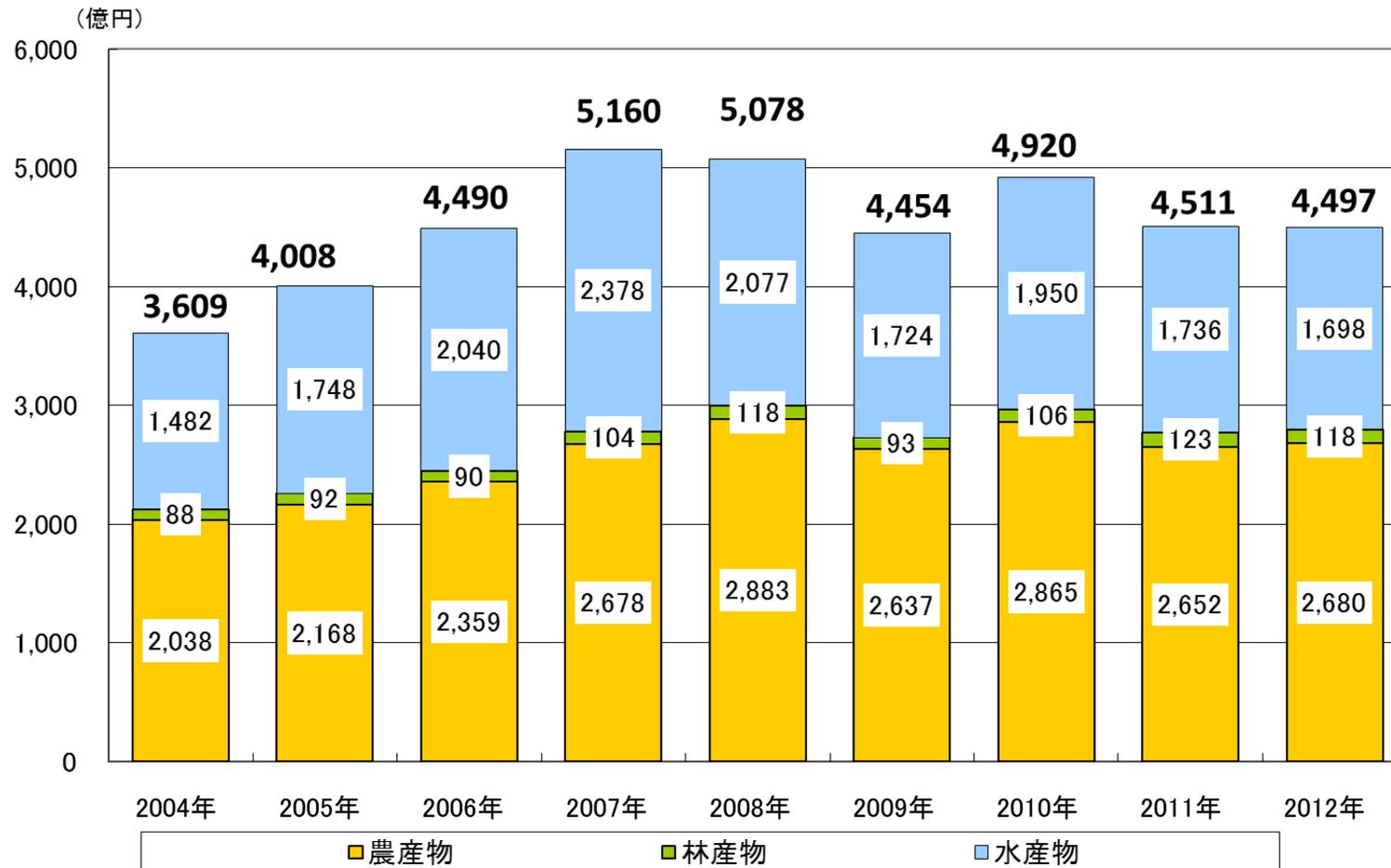
※【図2】は複数回答可としており、総回答数に対する回答個数の割合を示した。

出典:ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○ 我が国の農林水産物・食品の輸出額



②需要フロンティアの拡大(食文化・食産業のグローバル展開)

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。



日本食文化の普及

日本食の普及を行う人材育成、
メディアの効果的活用等を各省連携して実施



世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
※世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
※中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- ① ビジネス環境の整備
- ② 人材育成
- ③ 出資による支援



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

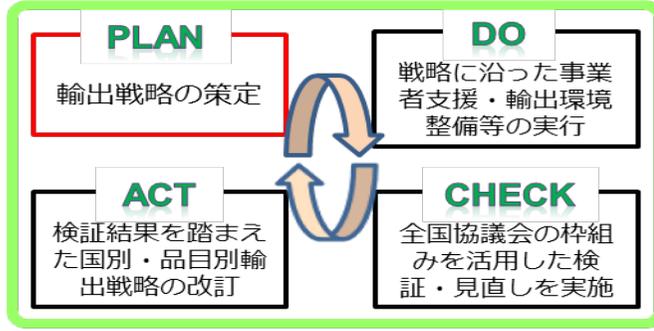
国別・品目別輸出戦略の実行
(全国協議会の枠組みを活用した検証・見直しを実施)



農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

平成25年8月29日策定

農林水産物・食品の輸出額を
2020年までに1兆円規模へ拡大



約4,500億円

水産物 1,700億円
加工食品 1,300億円
コメ・コメ加工品 130億円
林産物 120億円
花き 80億円
青果物 80億円
牛肉 50億円
茶 50億円

【2012年】

ブランディング、迅速な衛生証明書の発給体制の整備など
(EU、ロシア、東南アジア、アフリカなど)

「食文化・食産業」の海外展開に伴う日本からの原料調達増加など
(EU、ロシア、東南アジア、中国、中東、ブラジル、インドなど)

現地での精米や外食への販売、コメ加工品（日本酒等）の重点化など
(台湾、豪州、EU、ロシアなど)

日本式構法住宅普及を通じた日本産木材の輸出など
(中国、韓国など)

産地間連携による供給体制整備、ジャパン・ブランドの育成など
(EU、ロシア、シンガポール、カナダなど)

新規市場の戦略的な開拓、年間を通じた供給の確立など
(EU、ロシア、東南アジア、中東など)

欧米での重点プロモーション、多様な部位の販売促進など
(EU、米国、香港、シンガポール、タイ、カナダ、UAEなど)

日本食・食文化の発信と合わせた売り込み、健康性のPRなど
(EU、ロシア、米国など)

1兆円

水産物 3,500億円
加工食品 5,000億円
コメ・コメ加工品 600億円
林産物 250億円
花き 150億円
青果物 250億円
牛肉 250億円
茶 150億円

【2020年】

コーペティションによる品揃えと周年供給の実現 (福岡県等)

【農林水産物・食品の輸出促進・海外のビジネス展開】

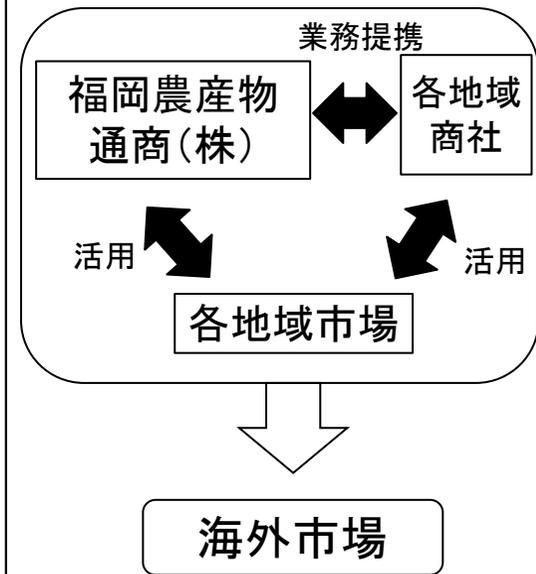
1 概要

① ≪概要・データ≫

- ・ 2008年、経済成長著しいアジア諸国に販路を拡大すべく、福岡県のリードにより、JA、地元電力会社、地元鉄道会社、(株)福岡大同青果等の出資による福岡農産物通商(株)を設立し、県内のJAの産品を集めた混載輸出を開始。

② ≪特徴的な取組≫

- ・ 周年供給を可能にするため、各地域の商社と業務提携を行うとともに、各地域の市場も活用。
- ・ 20フィートコンテナに50～60品目を混載し、香港、シンガポール等に輸出。



2 発見した現場の宝

① ≪イノベーションのポイント≫

- ・ 行政主導による地域全員参加型の取組による品揃えの実現と、産地間連携による周年供給体制の構築。

② ≪イノベーションの効果≫

- ・ 産地間連携による品揃えと周年供給体制の構築による点から線への輸出の展開。

(都道府県地図)



(3)バリューチェーンの構築① 6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化等の推進

- 農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化を推進する必要。
- そのためには、農林漁業者と様々な事業者が連携して、生産から消費までバリューチェーンをつなぐことが重要。
- このため、農林漁業成長産業化ファンドの本格展開、医食農連携等の多様な異業種との連携強化、学校給食における地域農林水産物の利用拡大などを通じて、生産から消費までのバリューチェーンの構築等を推進。

農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

- (株)農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施。

多様な異業種との連携強化

6次産業化ネットワーク活動等の推進

- 6次産業化等の取組を推進するため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う、6次産業化ネットワーク活動の推進、新商品開発・販路開拓、施設整備への支援等を実施。



医食農連携の推進

- 健康に着目した食の市場拡大を図るため、食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、食習慣と健康の関連性の調査等に対する支援を実施。
- 介護食品を広く普及させるため、シンポジウムの開催や、商品開発・配食サービス等を行う実証事業に対する支援を実施。



学校給食における地域農林水産物の利用拡大

- 学校給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び定着に向けた、地域のモデルとなる生産・供給体制を構築する取組への支援等を実施。



農業法人のグループ化により6次産業化を成功させた事例

(山口県山口市)

【農業法人の育成】

1 概要

① <法人データ>

設立：昭和44年（有）船方総合農場

※以下は、関連会社（グループ会社等4社）を含むグループの合計

従業員数：243名、売上高：17億円

経営耕地面積：水田41ha、草地29ha、施設用地等26ha、乳・肉牛185頭など

事業内容：農業生産（酪農・肉牛、水稻、花苗等）、農産加工（乳製品、肉製品、米製品）、体験農場、レストラン、イベント等

② <特徴的な取組>

- ・ 農業生産（1次）、農産加工（2次）、販売交流（3次）を行う各法人の効率的な連携を図るため、事業協同組合（「みどりの風協同組合」）を形成し、企業グループ化。年間来客者数約48万人。
- ・ 関連会社での幹部経験や会社間の競争により、次世代経営者を戦略的に育成。
- ・ 乳製品の加工・製造を行う「(株)みるくたうん」は、生産者と消費者が共同で出資して設立。現在、地域8,500戸へ定期宅配により販売。



((株)みるくたうんの加工商品)

2 発見した現場の宝

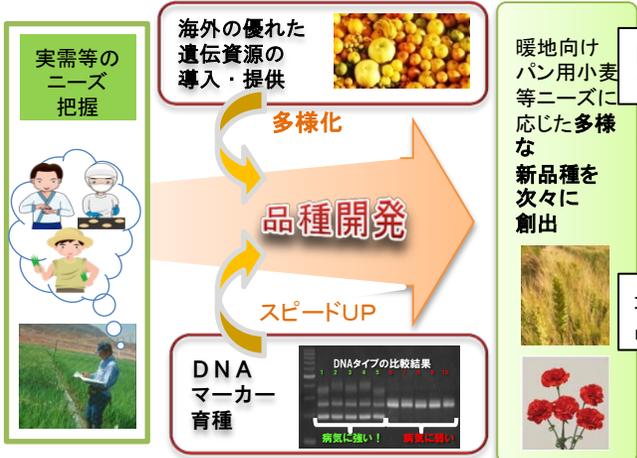
- ・ 稲作と大家畜（酪農・肉牛）の複合化による旧村単位（約800ha）での大規模複合地域連携農業を目指し、地域の農家とも連携した6次産業化に取り組み、地域雇用にも貢献。

(3)バリューチェーンの構築② 新品種・新技術の開発・普及・保護に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着

品種開発の加速化

「強み」を生み出すための優良な品種等を次々に創出します。

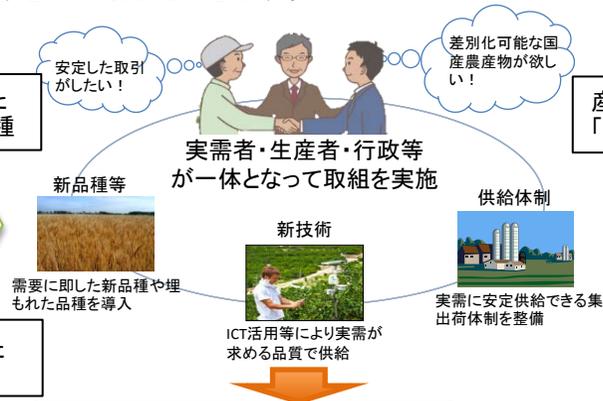


〔具体的支援策〕

- 独法、公設試、大学及び民間企業の技術力を活かした新品種等の開発
- 育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発やDNAマーカー育種への技術的支援
- 海外遺伝資源取得ルートの確立、国内外の遺伝資源・埋もれた品種のデータベース化
- 種苗産業の総合的な機能強化を担う組織の創設に向けた環境整備

産地化支援

マーケットインの発想で「強み」のある産地を全国各地に形成していきます。



ニーズにあった品質・量の農畜産物を低コストで安定して供給できる「強み」のある産地を形成

〔具体的支援策〕

- 埋もれた品種の掘り起こしと実需者とのマッチング支援や新品種等の産地への円滑な導入に向けた取組(栽培マニュアルの作成等)への支援
- ICT技術の活用
- 共同利用施設整備への支援
- 種苗生産・管理に必要な技術習得等への支援

知的財産の保護・活用

商標権や育成者権等を組み合わせ、産地の「強み」の保護・活用を図ります。



適切な知的財産の管理・活用体制を構築

〔具体的支援策〕

- 知財管理マニュアルの作成への支援
- 知財マネジメントの普及
- 知財に精通した人材育成に向けた研修会の開催

ラーメン用小麦の育成・普及・知財の活用と異業種との連携

(福岡県)

【日本食文化の普及】【地域農業の革新等のための新品種の導入・普及体制の強化】

1 概要

① ≪概要・データ≫

- ・ ラーメン食文化が発達した福岡県においても、原料小麦のほぼ全量が外国産であったことから、H16年に県試験場でラーメン用小麦の育種を開始。
- ・ 製粉企業が品種開発協議会に参加し需要サイドのニーズを反映した品種を選抜。
- ・ H22年「ちくしW2号」を品種登録。公募により決定した名称「ラー麦」を商標登録。
- ・ 関係者が一体となってラー麦普及に取り組む目的で、県は、JA、製粉企業、ラーメン店等による「ラーメン用小麦普及促進戦略会議」を立ち上げ。
- ・ ラー麦の作付面積は880ha、生産量は2,600トンにまで増加。
- ・ 今後、県内2,500ラーメン店の過半への普及を目指す他、県外海外への進出も検討。

② ≪特徴的な取組≫

- ・ 県が名称・ロゴマークを商標登録し、ラー麦を使ったラーメンにのみ使用許可。
- ・ 観光資源である「屋台」と連携するため、サンプル麺を無償提供し普及促進。
- ・ ラーメン適性(タンパク含量12%)のある小麦を生産するには肥培管理が重要。全農県本部では製粉企業から分析データの提供を受け、JAでは生産者全員のデータを部会内で公表し全体のレベルアップを図るなど、生産サイドが実需のニーズに応じて品質向上に取り組む。



2 発見した現場の宝

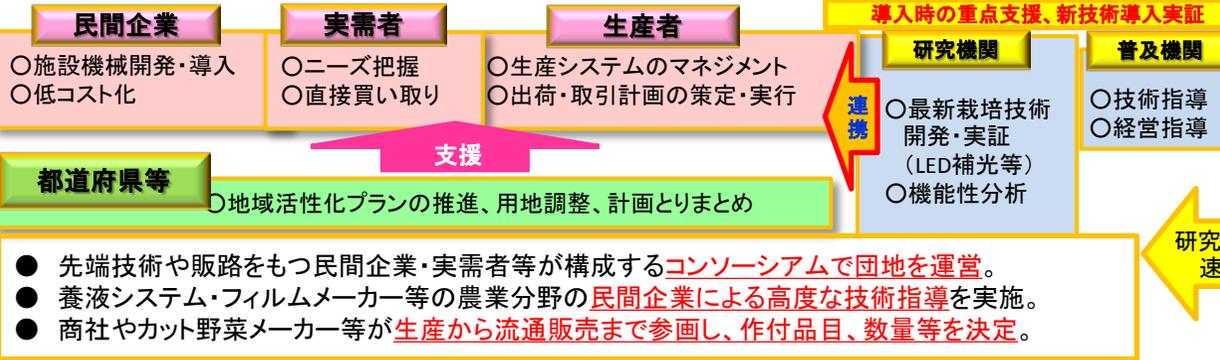
【新品種の開発と商標権によるブランド価値の向上】

- ・ 福岡の食文化に合う新品種の開発、普及組織やJAや実需者が一体となった品質向上のための技術指導、県による商標登録など、県独自の取組による、ブランド価値の向上。

(3)バリューチェーンの構築③ 次世代施設園芸の導入加速化

次世代施設園芸拠点の一气通貫した取組

次世代施設園芸推進コンソーシアムで運営



次世代施設園芸で実現すること

- 地産地消エネルギーを利活用
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化
- コスト削減と地域雇用の創出

研究開発事業との連携(技術会議)

- 拠点と連携し、先端技術の実証研究を実施
 - ・ 遠隔管理による大規模施設の精密環境制御技術
 - ・ 熱源として地下水を利用したヒートポンプシステム等

国民の食生活を支える次世代施設園芸

《産地》

- ・ 脱化石燃料で燃油価格高騰に左右されない経営基盤の確立。
- ⇒ 生産を担う農家の**経営基盤の安定**。



《生産物》

- ・ 「できたものを売る」→「**売れるもの(ニーズのあるもの)を作る**」
- ⇒ 家庭用、加工・業務用の**用途別ニーズに対応した生産**。
- (例: トマトの場合、加工・業務用は、果肉の硬い品種が人気)
- ⇒ コンソーシアムに**参画する民間企業(外食等)が購入・利用**。

《生産方法》

- ・ 野菜等は、気象条件により作柄が変動しやすく、保存性も乏しいため価格が変動しやすい。
- ⇒ 研究機関や民間企業のアドバイスにより、植物工場等を活用した新たな栽培・環境制御技術で、**安定した生産を実現**。
- ⇒ **いつでも、安定した価格でスーパーに並び、消費者に提供**。

《流通》

- ・ 出荷センターから直接販売→鮮度維持、流通コスト削減。
- ⇒ **新鮮な農産物を提供**。

貢献

国民の食生活へ貢献

マーケットインに基づいた農産物

安心・安全な農産物

安定供給・安定価格

高鮮度な農産物



エネルギー供給センター

- 木質バイオマス等地域の未利用エネルギーの活用。



- ・ 木質バイオマスエネルギー等の**地域のエネルギーを活用し、抜本的な化石燃料からの脱却**を図るエネルギー供給センターを設置。

種苗供給センター

- 植物工場でクリーンな苗を生産。



- ・ 環境が制御された苗供給センターを活用。
- ・ **多品目で構成される団地に年間を通じて計画的に種苗を供給**。

施設園芸団地における生産



- ・ 野菜、花き等の**多品目、大規模な施設園芸団地を集結**。
- ・ **環境制御システムの導入**を行い、生産性向上と**周年雇用**を実現。

出荷センター



- ・ 団地に出荷センターを併設し、企業と直結した出荷を実現。
- ・ 調製・出荷コスト削減や生産情報管理による有利販売を実現。



ハウス団地

(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

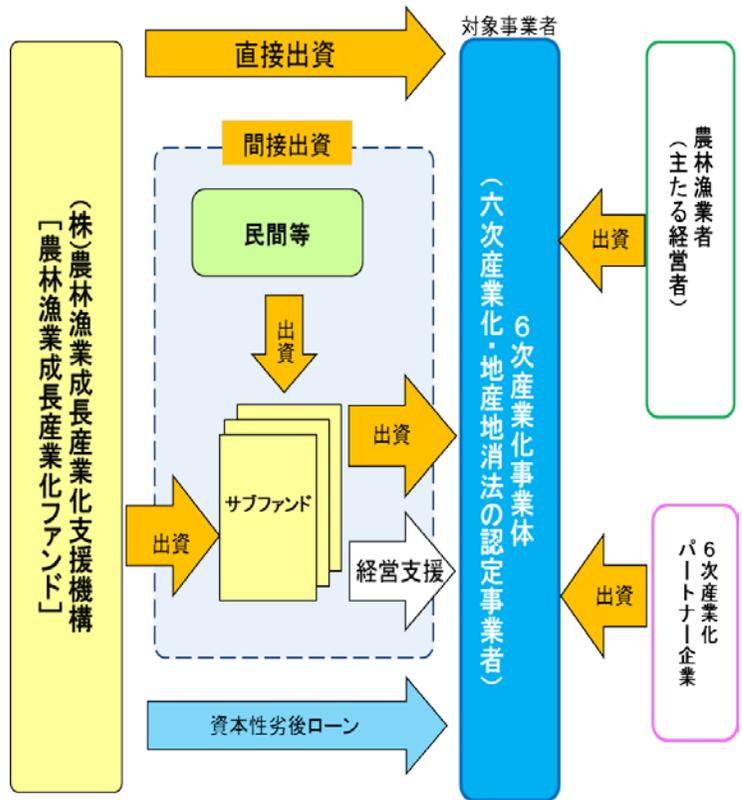
- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



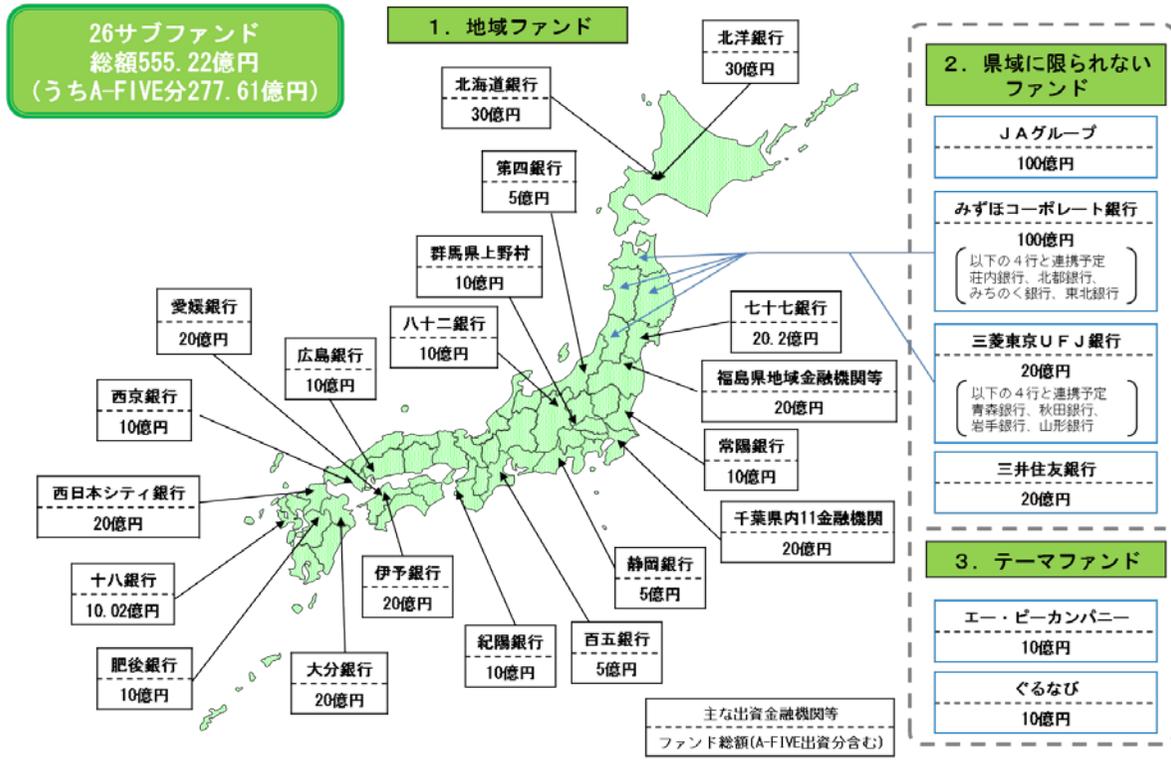
(参考) 農林漁業成長産業化ファンドについて

○ 8月26日までに26のサブファンドへの出資を決定 (総額555.22億円)

農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



サブファンドの状況 (H25.8.26現在)



(参考)A-FIVE出資案件第1号グループについて

【平成25年9月2日 決定】

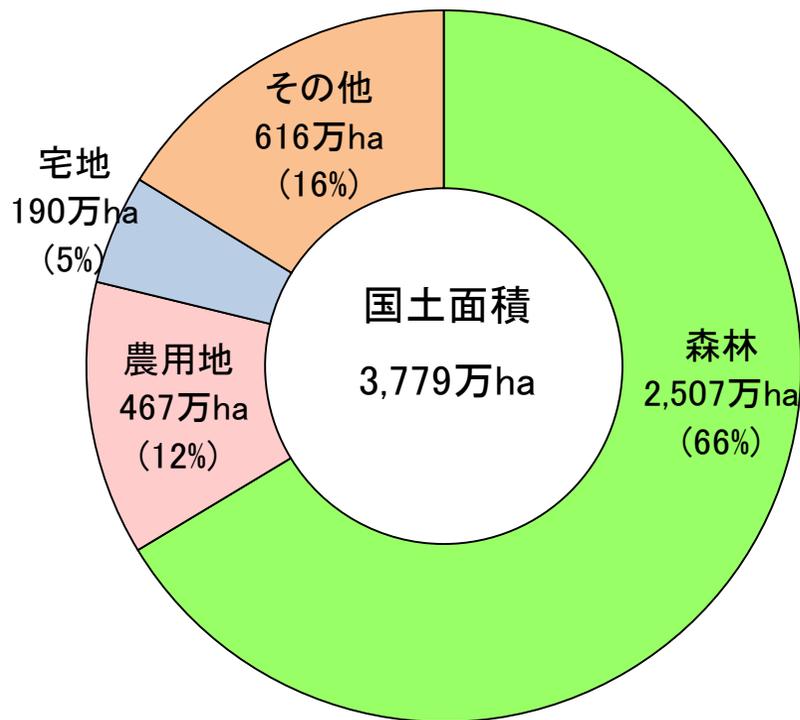
事業者名	サブファンド の主な出資者	サブファンド による出資決定額 (単位：百万円)	事業内容
株式会社 オチガビ ワイナリー OcciGabi Winery (北海道 余市町)	北洋銀行	サブファンド 76(38)※ 出資総額 152	<ul style="list-style-type: none"> ● 余市産ぶどうのみを使用した高品質・高価格のワインを製造。パートナーの都市部販売網も活用。 ● ワイナリー内に併設するレストランと売店で、地場農水産物やその加工品も販売。
ジャパン ホートビジネス 株式会社 (千葉県 富里町)	千葉銀行等 県内11金融機関	サブファンド 50(25)※ 出資総額 100	<ul style="list-style-type: none"> ● 植木、盆栽の生産者と輸出経験が豊富なパートナーとで合弁事業体を形成。千葉県を中心とした植木、盆栽生産者と連携し、中国に加えEU、北南米等の輸出も志向して新たな市場を開拓。
沖縄栽培水産 株式会社 (沖縄県 与那国町)	西日本 シティ銀行	サブファンド 40(20)※ 出資総額 80	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい技術を沖縄県与那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大。

※：()内はA-FIVE出資相当分

(参考) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○我が国の国土利用の現況



(資料) 国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

○農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に(平成25年3月31日付で措置)



一本脚タイプ



屋根タイプ

④ 林野

【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。



新たな木材需要の創出

○ CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の普及

- ・ 中高層建築物の木造化に必要な耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
- ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進



耐火建築物の事例

○ 公共施設等での国産材利用の推進

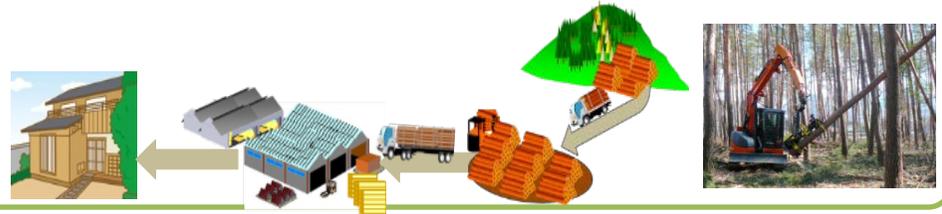
- ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
- ・ 新規用途等の開発の促進



内装の木質化

国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための流通体制の構築
- 需要者ニーズに応じた製品(品質・性能の確かな乾燥材・集成材など)の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による効率的な森林整備の推進



⑤ 水産

【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面



消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽においしく食べられる「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設のHACCP対応・高度衛生管理型への整備を推進
- 他省庁等とも連携を強化し、迅速な衛生証明書発給体制を構築
- 水産物輸出戦略の展開
(2020年までに輸出額3,500億円を目指し対象国・品目の重点化等を推進)



屋根付き岸壁整備による鳥糞等の防除を通じた衛生管理の強化

持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化(行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討)
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開

(参考) 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を发出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を发出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を发出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

番号	事項名	制度の現状と課題
需要フロンティア拡大	1 水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
	2 うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。
	3 大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
	4 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
	5 日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
バリエーションの構築	6 製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
	7 食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
	8 小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
	9 小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
	10 NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
	11 食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。
生産現場の強化	12 農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
	13 無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
	14 農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。

Ⅲ TPP等の経済連携

EPA(経済連携協定)の現状

- 我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結した。
- 現在交渉中の豪州等に加え、2013年から日中韓、日EU、RCEP、TPP等のEPAが交渉開始。

締結済の
国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー

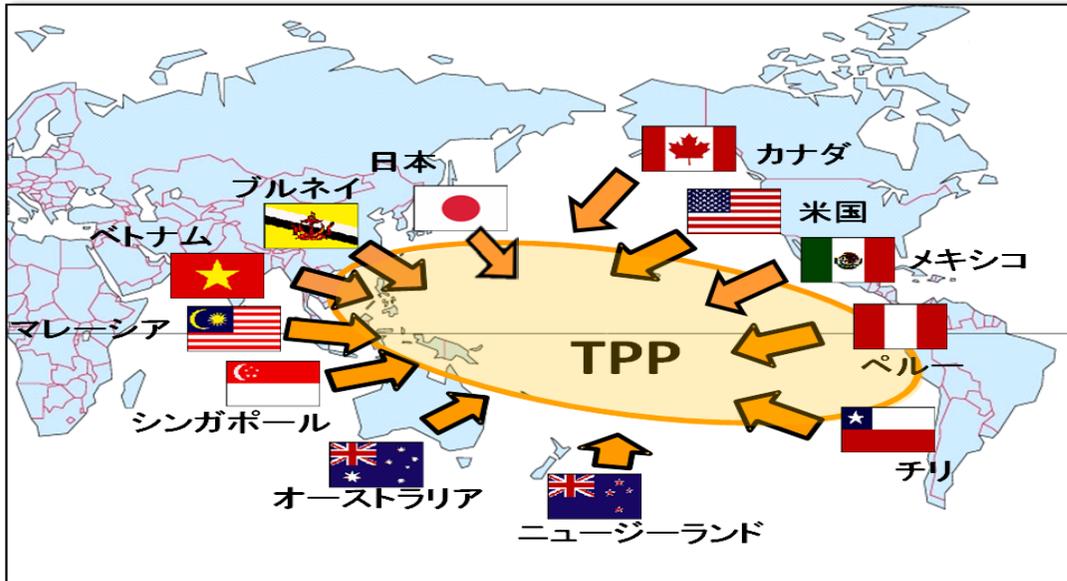
相手国等		協議等の状況	相手国等		協議等の状況
交渉中	豪州	・2007年4月から交渉を16回実施	交渉中	※2 TPP	・2013年7月から交渉に参加
	モンゴル	・2012年6月から交渉を4回実施		※3 GCC	・2006年9月から交渉を2回実施
	カナダ	・2012年11月から交渉を3回実施			
	コロンビア	・2012年12月から交渉を2回実施			
	日中韓	・2013年3月に第1回交渉を実施			
	EU	・2011年5月に交渉のためのプロセス開始に合意 ・2013年3月に、4月の交渉開始に合意 ・2013年4月から交渉を2回実施	韓国	・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催	
RCEP	・2013年5月に第1回交渉を実施	共同研究	トルコ	・2012年11月から共同研究を2回実施	

※1 RCEP: ASEANを中心とした東アジア広域経済連携構想。既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国のうち、合意が出来た国による1つのEPA/FTAを目指すもの。

※2 TPP協定交渉参加国: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

TPP交渉の概要



最近の動き

- **日米共同声明**(2013年2月22日)抜粋
日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識。
- **安倍総理記者会見**(2013年3月15日)抜粋
「本日、TPP、環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。」
「あらゆる努力によって日本の農を守り、食を守ることをここにお約束します。」
- **衆・参農林水産委員会決議**(2013年4月18・19日)抜粋
「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。」
「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。」
- **議長によるメディア声明(仮訳)**(2013年7月25日)抜粋
7月23日、我々は12番目のTPP交渉参加国として日本を歓迎した。
- **TPP閣僚会議 共同プレス声明**(2013年8月23日)抜粋
今回のTPP閣僚会合は、交渉官に対して指示を出し、各国の首脳によって合意された2013年中の妥結に向けた交渉の推進を後押しするため、第19回TPP交渉会合の開催中に開かれた。

交渉分野

- TPP協定交渉では21の分野が扱われている。

物品市場アクセス／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT
／貿易救済／政府調達／知的財産／競争政策／越境サービス／一時的入国／金融サービス／電気通信／電子商取引／投資／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／分野横断事項

【今後の予定】

2013年 9月18～21日 首席交渉官会合(ワシントンDC)【調整中】
(2013年中の交渉妥結に向けて努力)

TPP交渉の作業分野

<p>(1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2)原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4)SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5)TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>
<p>(6)貿易救済(セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>(7)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。</p>	<p>(8)知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9)競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。 特に、国有企業の民間企業との競争条件に関するルールを定める。</p>	<p>サービス (10)越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>
<p>サービス (11)一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。</p>	<p>(12)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。</p>
<p>(17)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18)制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>	<p>(19)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20)協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21)分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 「中小企業」「開発」「規制制度間の整合性」等</p>

(注) : 議論が終了

 : よい進展があり、残された作業は協定を完成する段階において取り扱うこととし、当面は作業部会が開催されないこととなった分野

 : 第18回交渉会合で困難とされた分野、今後の作業計画が合意された分野

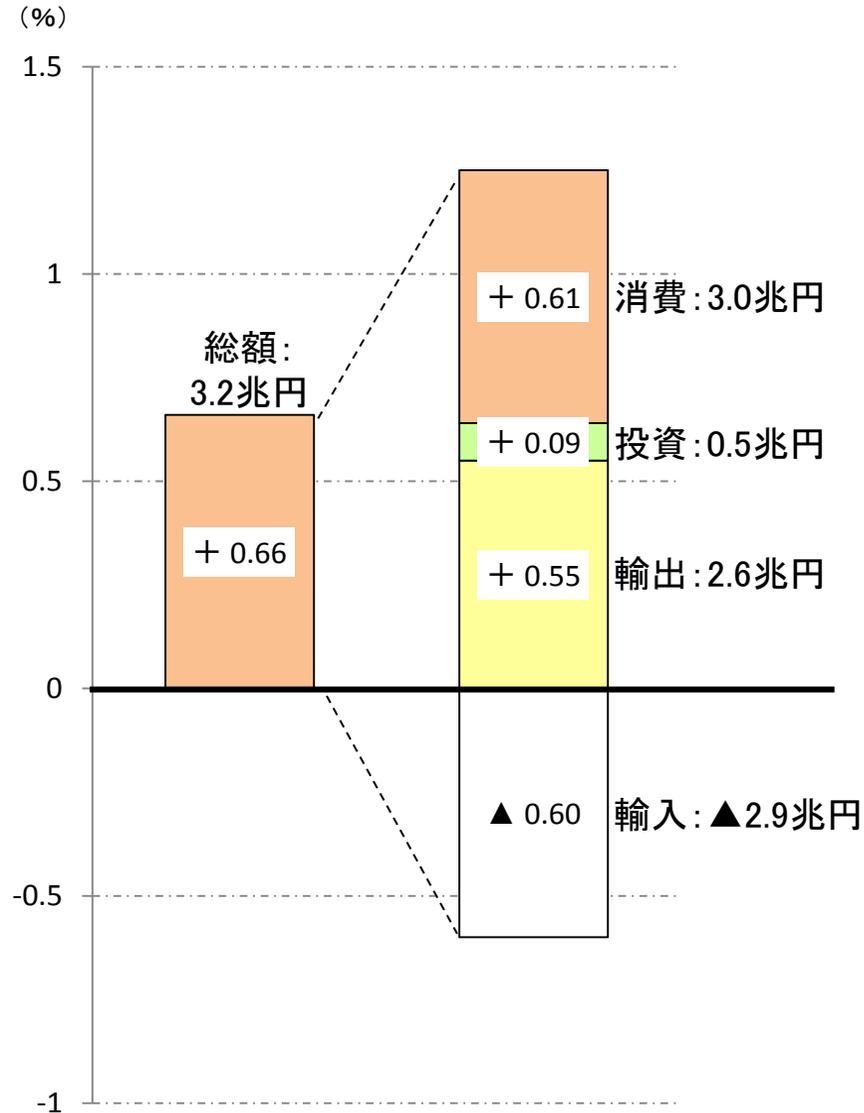
 : マレーシア政府が公表した交渉が実質的に終了したとされる分野

T P P 交渉参加国に対し国境措置を撤廃した場合の経済効果（政府統一試算）

平成25年3月15日 内閣官房発表

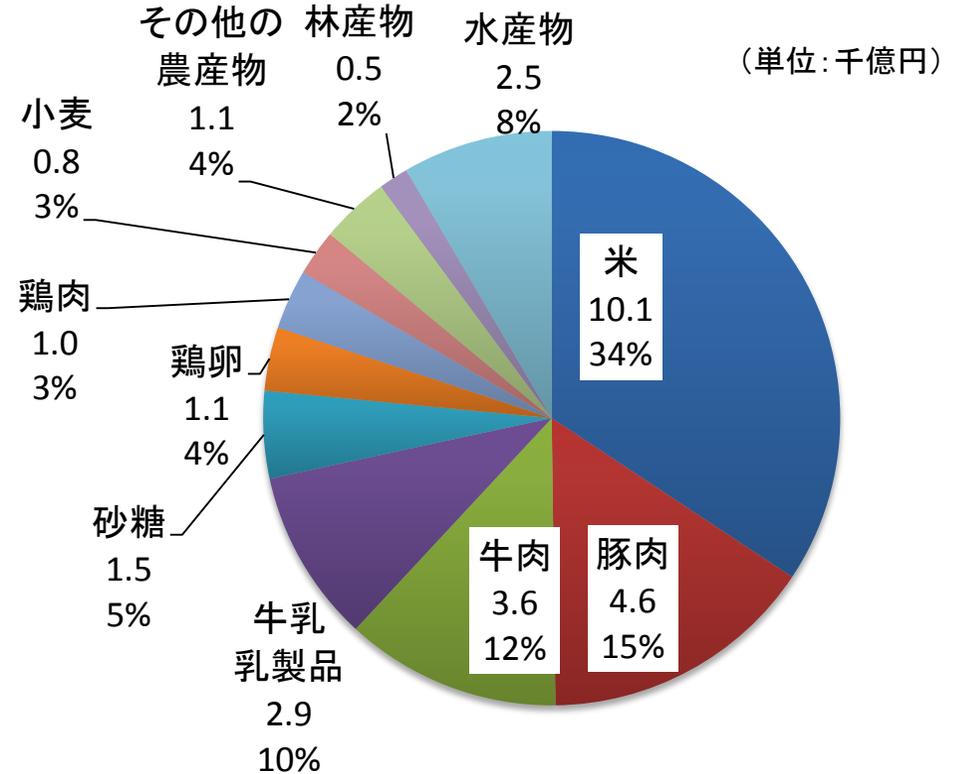
○ マクロ経済効果

実質GDPが0.66% (3.2兆円) 増加



○ 農林水産物生産等への影響

農林水産物生産額が3兆円程度減少



食料自給率及び多面的機能への影響（農林水産省試算）

○ 食料自給率(平成21年度対比)

(供給熱量ベース) 40%→27%程度

(生産額ベース) 70%→55%程度

○ 農業の多面的機能の喪失 1兆6千億円程度